アルゼンティン　アルゼンティンの民営化と規制制度：在外事務所プロジェクト形成調査　平成5年度

JICA
701
28
AGO
BRARY

アルゼンティン

アルゼンティンの民営化と規制制度

平成５年度在外事務所プロジェクト形成調査

１９９４年３月

ＪＩＣＡアルゼンティン事務所

JICA LIBRARY
J1149976[1]

AGO
JR
011

はしがき

肥沃なパンパの大地から得られる農牧産品の輸出を背景に、今世紀初め頃のアルゼンティンは世界有数の豊かな国として、ヨーロッパを中心とした移民を吸収し、ヨーロッパから遠く離れた南米の地に近代的な都市インフラと伝統的なヨーロッパ文化を築きあげてきました。しかし、農牧産品輸出の全盛期が終焉を迎えた今世紀前半頃から、政治・社会不安と経済活動の停滞傾向が始まるとともに年率２桁のインフレーションが恒常化し、1970年代後半から1980年代にかけては年率３桁台のインフレーションと経済活動水準の停滞・低下を経験してきました。しかし、1989年と1990年に発生したハイパー・インフレーションを経て、半世紀以上当国を悩ませてきたインフレーションは、1991年以降、斬新な経済安定化政策と大胆な経済自由化政策によって終焉の兆しが見えてきており、実際、現在の時点でのインフレ率は先進諸国並みの水準まで低下しております。同時に、消費回復を軸とした高度成長が1991年以降、３カ年持続しており、経済制度の枠組みの変更に伴って人々の行動様式に大きな変化が見受けられます。

このような大きな経済状態の変化を生みだしたものが「通貨兌換法」を軸とした経済政策であり、この経済安定化政策を支えた具体的な政策手段が公的部門の民営化や民間部門に対する規制の緩和措置でありました。これは、非効率で肥大化した公的部門を解体・再構築し、市場機構を十分に機能させる新しい組織や制度枠組みを形成する試みと考えられます。民営化の対象は生産活動に従事する国営企業のみならず、国民福祉に直接影響を及ぼす各種公益事業や経済開発に必要とされるインフラ部門をも対象とされ、政府保有の株式や資産の売却、事業運営のコンセッション契約が行われています。同時に、対象となっている分野では新しい規制枠組みや規制機関が現在整備途上にあります。

これらを通じた経済組織や制度の再編は、従来のアルゼンティンにおける公的部門の管轄範囲、責務、役割を大きく変更するものであり、政府ベースで行う我国の技術協力にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。すなわち、技術協力のＣ／Ｐ機関、協力内容、協力方法などの変更を伴うことが予想されるのです。

しかしながら、過去３年間に進展した民営化や規制緩和は広範囲で急速であったため、新聞紙上等で部分的な情報は得られても、より詳細な実状や全体像を把握するのは極めて困難な状況にありました。したがいまして、当国に対する技術協力の最前線に位置するアルゼンティン事務所としましても、一連の民営化過程の最終段階を迎えたこの時期に、民営化や規制緩和を通じた公的部門の再編過程の現状を整理・分析することが、今後の技術協力案件の発掘・形成のために極めて重要と考え、平成５年度の在外事務所プロジェクト形成調査として、今回の調査を実施いたしました。

今回の調査の目的は次のように要約されます。

アルゼンティン政府が1990年～1993年の期間に推進してきた公益事業および経済インフラ関連の民営化過程を整理し、アルゼンティン経済に及ぼす影響を分析する。同時に、新しい規制枠組、法制度、規制機関の管轄業務、監督省庁の役割、民営化された分野での投資の動向などについて情報収集、整理、分析を行い、今後の政府ベース技術協力における案件発掘・形成に資するため、技術協力の在り方、実施方法、潜在的な協力内容を考察するための基礎資料とする。

調査の実施には、アルゼンティン民間コンサルタント会社の中から本件調査内容に精通した会社を選定して調査委託契約を結びました。

調査の委託先：ARIBUS CONSULTORA 社
委託契約期間：1993年11月4日～1994年3月4日

最後に、本報告書の記述内容に関して、特に、次のことに留意願います。本報告書の記述には、民営化等に関する事実の整理を踏まえた民営化等に対する批評、今後の経済動向等に関する見通しが含まれています。これらは、現在、アルゼンティンが推進する中心的な政策に触れる点であり、経済改革の根幹を成すものでありますので、これらの政策に対する評価には特段の注意を要します。本報告書に記述された批評や見通しは、委託先コンサルタント会社の分析結果と結論であり、日本政府による技術協力実施機関としてのＪＩＣＡの意見を代表するものではありません。

本報告書が対アルゼンティン技術協力に携わるＪＩＣＡ関係各部および広く日本側援助関係者の参考に供し、民営化が進展しつつある他の開発途上国の状況を見通す上での参考事例として活用され、今後のより良い技術協力に役立つことを願っております。

平成６年３月
ＪＩＣＡアルゼンティン事務所長
川上礼司

目　次

序章 ……1
第１章：アルゼンティン政府による企業的活動……5
　１．１．起源と歴史的な推移 ……5
　１．２．いくつかの特徴 ……9
第２章：アルゼンティン経済の規制緩和 ……13
　２．１．経緯 ……13
　２．２．経済規制緩和計画 ……14
　２．３．規制緩和プロセスの進展 ……17
　２．４．規制緩和政策の主要な経済的効果 ……24
第３章：アルゼンティンにおける民営化 ……28
　３．１．民営化に関する理論 ……28
　３．２．民営化プロセスの代表的な問題点 ……30
　３．３．過去の民営化の実績 ……36
　３．４．民営化計画の概要（第23696 法） ……42
第４章：規制機関 ……50
　４．１．民営化公共サービスの監督機関 ……50
　４．２．電気通信：電気通信国家委員会(CNT) ……55
　４．３．電力部門（発電、送電、配電）：電力規制機関(ENRE) ……60
　４．４．天然ガスの輸送と販売：ガス規制国家機関(ENARGAS) ……65
　４．５．上下水道事業 ……70
　４．６．鉄道部門 ……74
　４．７．道路部門 ……76
　４．８．石油部門 ……78
　４．９．残された国家機構とその他の規制機関 ……81
第５章：民営化の経済効果 ……84
　５．１．80年代末の経済危機と民営化 ……84
　５．２．短期的な効果：資本勘定の動き ……86
　５．３．対外債務、国内債務、民間債務、公的債務への中期的影響 ……89
　５．４．短期的な財政再建と展望 ……95
　５．５．新しい相対価格構造と資本形成 ……98
　５．６．民営化の集中化効果と経済力の新しい構造 ……102
第６章：結語 ……105
　６．１．アルゼンティンにおける民営化の教訓 ……105
　６．２．JICAの技術協力に関して ……109

付録１：アルゼンティン民営化計画の詳細
付録２：政府機構の改革と民営化の公共部門雇用への影響
付録３：アルゼンティンの税制に関する考察
付録４：民営化計画に参加した主要コンサルタント企業

表 目 次

表0.1.: 「市場の失敗」と規制 ……2
表0.2.: 競争力を制限する「高コスト構造」の諸要素と国家改革・規制緩和との関係 ……3
表1.1.: 公企業のGDPと総投資に占めるシェア（70年代初め）……9
表1.2.: アルゼンティンにおける公企業のGDP ……10
表1.3.: 公企業のGDP構成比 ……10
表1.4.: 公企業の付加価値、資本、雇用及び生産性の推移（1970年～1984年）……12
表2.1.: 大統領令第2284/91号における規制緩和措置 ……15
表2.2.: 大統領令第2284/91号を補完する規制緩和措置 ……18
表2.3.: 規制緩和による経済活動への影響 ……25
表3.1.: アルゼンティンにおける「国家の介入の失敗」 ……36
表3.2.: アルゼンティンの民営化の概要 ……49
表4.1.: 規制機関一覧 ……52
表4.2.: ENTEL の主要指標 ……56
表4.3.: 全国電力連係システム・主要指標 ……60
表4.4.: ガス公社－主要指標 ……65
表4.5.: 上下水道事業 － 主要指標 ……70
表4.6.: 鉄道部門 － 主要指標 ……74
表4.7.: 国有道路網 － 主要指標 ……76
表4.8.: 石油部門 － 主要指標 ……78
表4.9.: 1994年度国家予算 ……81
表4.10.: 経済公共事業省の実施機関に対する予算割り当て（1994年度） ……82
表4.11.: 規制制度を構成するその他の組織・機関 ……83
表5.1.: アルゼンティンにおける民間資本の流れ ……86
表5.2.: 外国直接投資、民営化及び利益外国送金の推移 ……88
表5.3.: 民営化計画の財務的結果 ……89
表5.4.: 国庫に移管された公企業や公的機関の債務 ……91
表5.5.: 対外債務と利子支払の推移 ……92
表5.6.: 民間部門の対外債務における債権者別構成 ……93
表5.7.: 民間部門の社債 ……94
表5.8.: 国家財政収支の最近の推移 ……96
表5.9.: 財及び公共サービス生産者の指標 ……98
表5.10.: ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ首都特別市及びﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ首都圏における天然ガス料金の推移 ……99
表5.11.: 各種消費者別電力料金の最近の推移 ……100
表5.12.: 粗固定投資の推移 ……101
表5.13.: 民営化に対する国内外経済グループの参加（1990年～1992年） ……104
表6.1.: 民営化計画の成果の要約 ……108
表A.1.1.: 製造業公企業の主要民営化……付1-2
表A.1.2.: 電力部門の主要民営化……付1-3
表A.1.3.: 天然ガス供給部門の主要民営化……付1-4
表A.1.4.: 石油部門の主要民営化……付1-5
表A.1.5.: その他分野の公企業の主要民営化……付1-6
表A.1.6.: 1993年末現在で未終了の民営化対象……付1-7
表A.2.1.: 公的部門の雇用の推移 ……付2-1
表A.2.2.: 国家改革と民営化計画による雇用への影響 ……付2-3
表A.3.1.: 通貨兌換計画における税収の推移 ……付3-1
表A.3.2.: アウストラル計画と通貨兌換計画における税収 ……付3-2
表A.3.3.: アルゼンティンと先進諸国における税負担 ……付3-3

序章

本報告書は、アルゼンティンにおける民営化と規制緩和について、過去の経緯や期待される効果を分析し、それらの最近の動向について取り纏めたものである。

アルゼンティン経済の変革は、国家改革計画、各種市場・サービスの規制緩和、広範かつ急速な民営化計画、財・サービス・資本市場の自由化等、同時並行的に推進されている様々な改革の総合的な結果である。

これらの進展に比べて、地域経済の統合（メルコスール）は遅れている。また、新しいルールの下で、経済を効果的に機能させるための規制枠組の策定は大幅に遅れている。規制緩和と民営化は、新しい経済体制の生成に向けた根本的な変化の核心をなすものであるが、これらの変化だけで革新的な経済構造が実現されるものではない。

従って、国際的な水準まで競争力を高めることのできなかったこの国で、資本主義ダイナミズムの持つ「共通利益」を守るように、効果的な規制枠組みを確立することが今後の政権にとって最大の挑戦となる。

現政府は、市場の自由化と公企業の民営化において著しい成果をあげているが、司法、教育、保健、社会保障、環境保全等、近代的な自由主義国家が果たすべき中心的な責務を十分に果たしていない。

アルゼンティンにおける最近の動向を詳細に分析する前に、ここ数年間にわたって行なわれてきた民営化に関する議論の論点を提示しておく。

現在の民営化への世界的傾向は、30年代以降の時期に見られた動きと対照的である。当時は、政府の積極的な指導や介入が最適成長径路を維持するために不可欠であると考えられ、資産、サービスの国有・国営化論が広く普及していた[*1]。同様に、世界的な保護主義の盛り上がりや社会の分配面への配慮が政府介入の動きを加速させた。30年代の大不況以降、先進諸国で主流となった政府の活発な介入は、従来民間部門が運営していた公共サービスの一連の国有化に引き継がれていった。

このようにして、特に規模の経済が存在する分野（自然独占の場合）や外部経済・不経済が強く存在する場合（インフラ等の多くの公共財や環境汚染）において、資源配分機構としての市場の失敗や欠陥の克服が試みられたのである。工業国での全てのケースにおいて、少なくとも経済の離陸の段階で国家の積極的な介入が許容された。

---

*1 この理想的な道は、産業間の連関とインフラ投資の計画化を通じて、高い資本蓄積率と生産効率の達成を目指すものであった。また、このためには相対価格体系の中央管理が不可欠である。経済理論では、Lange - TaylorとVon Hayeckの間の古典的論争の中に両極の姿勢が要約されている。

従って、政治的に自由主義民主体制をとっていても、複雑な規制システムや政府による資産の所有・運営、混合形態による介入を通じて、経済活動への政府介入が様々な形で展開された。

これは、「福祉国家」とケインジアン・タイプのマクロ経済均衡の追及[*2]の時代であった。その後、先進諸国において、これを通じた発展形態にカゲリが見えてきた。すなわち、財政赤字の増大が無視できないものとなり、低いながらも持続的なインフレが存在し、雇用の拡大と実質賃金の上昇圧力によって資本収益率が低下し、工業生産性が悪化していった。そこで、労働組合と官僚機構が障害になっていると考えられ、様々な国（米国、英国、フランス）で民営化、規制緩和が試みられた。これらは、「民間主導による創造性の解放」を求めるものであった。

表0.1.は、その当時、経済活動への政府の介入を正当付けた「市場の失敗」を整理したものである。

表0.1.：「市場の失敗」と規制[*3]

政府の介入	外部経済		独占		その他目標
	外部経済	外部不経済	自然	法的	
存在の条件	私的収益が社会的収益よりも大きい。公共事業	外部化されたｺｽﾄ、不十分な世代間資源配分	分割不可能性収益逓増	不十分な市場規模	所得分配の変更[*4] 非戦略的産業 利害の誤った保護
代表的な例	基礎科学 技術移転	再生不能資源の消費 環境汚染	天然資源に基づいたｲﾝﾌﾗｽﾄﾗｸﾁｬｰ	流通ﾈｯﾄﾜｰｸ	
介入の形態	政府による生産又はｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ付与	政府の直接管理	国による供給又は規制ｼｽﾃﾑ	直接供給又は規制	

*2 低開発国におけるこの蓄積モデルの機能の検討は次の文献で行なわれている：R. Mallon,「Performance evaluation and compensation of the social burdens of public enterprises in LCDs」, Harvard Institute for International Development, 1981; J. Martin,「La empresa publica como motor del desarrollo economico y social」, ILPES, ｻﾝﾃｱｺﾞ, 1987又はA. Barbeito y R. Lo Vuolo,「La Modernizacion excluyente」, UNICEF/CIEPP/Losada, ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ, 1992 .

*3 いくつかの公共サービスは自然独占・法定独占の形態で供給され、また、価値財でもあることから、消費者に外部経済を提供する。

*4 相対的に開発が遅れている国においては、負の限界生産性を有する公的部門の雇用は、農業部門の機械化・集中化によって閉め出された労働力を吸収するために利用され、工業化された都市における失業を隠すものであった。

本報告書を通じ、政府と市場間に存在する錯綜した責任と役割分担について一連の分析を行う。しかし、この問題は、各事例の間に様々な相互連関が存在するため、ひとつの単純な論理で取り扱うことは困難である。表0.2.は、経済の競争力と「アルゼンティンの高コスト構造」(Costo Argentino) の各要素との関係を分類し、簡略化された分析枠組みを示したものである。

表0.2.: 競争力を制限する「高コスト構造」の諸要素と国家改革・規制緩和との関係

企業外の要素		企業内の要素
マクロ経済的ノイズ	制度的枠組み	
インフレ→安定化と新しい社会協約	金融制度の過剰コスト（改革途上）	資本蓄積の非効率性（改革途上）
閉鎖的市場→開放と規制緩和	労働制度→生産性に応じた賃金	労働力の能力向上（改革途上）
官僚機構の非効率性・専横・汚職→国家改革	ｴﾈﾙｷﾞｰ、ｲﾝﾌﾗの価格と消費可能量→民営化	企業家のリスクに対する回避指向（改革途上）
		投入財の価格と品質→より競争的な市場

上表0.2.のように、国家主導型システムの下で競争力に影響を及ぼす要因と推進中の解決策及びアルゼンティン特有の高コスト構造に対する残された課題が把握できる。

この表を通じて、個別企業及び企業システム全体の競争力を制限している企業外部の諸要因が存在することがわかる。国家改革計画は、これらの解決を眼目としている。インフレーションは、固定為替レートによる兌換性の回復という金融システムによって抑えられ、貿易と資金の流れの自由化と規制緩和を通じて閉鎖的市場から生じる不都合な問題に対処し、官僚機構の非効率性と恣意性は、政府組織改革と公務員のキャリア制度の強化によって改善されつつある。また、公共サービスの範囲と質は、民営化によって改善されることが期待されている。しかし、高コスト構造を構成する企業の操作範囲外の要素の中で、いまだ、対策が講じられていないものもある。そのうち、金融制度の抱える過剰コストと最近見られるようになった汚職体質が特筆される。最後の欄は、企業の内部で形成される高コスト要因を区別しているが、これらの改善を図るには、国際市場の厳しさにさらされるかまたは適切かつ現実的な産業政策の施行の２つの可能性しかない。

このような背景から、第１章はアルゼンティン経済における政府による企業活動の推移が検討される。

第２章では、経済の対外自由化や民営化の展開とほぼ並行して実施された規制緩和について記述する。

第３章では、民営化に係る過去の経緯と民営化の概念的整理を行う。

第４章では、政府の直接的な介入にとって代わる規制の体系について纏める。規制の体系は、少なくとも理論上は、公共事業を実施する民間企業の活動を審査し管理するためのものである。

第５章では、これら改革がアルゼンティンの社会・経済構造に与えつつある様々の影響を検討する。

最後の章では、新しい規制機関や政府の管理として残された分野に対するＪＩＣＡの技術協力の必要性や協力可能性について分析する。

第１章：アルゼンティン政府による企業的活動

１．１．起源と歴史的な推移

アルゼンティン経済における政府の企業的活動は、ほぼ独立当時にまで遡る。即ち、1826年に最初の公営銀行（ブエノスアイレス州立銀行：Banco de la Provincia de Buenos Aires)*5が設立された。これ以降1930年まで、散発的でありながらも重要な役割を果たした政府介入の長い歴史が始まる。こうして、基礎的サービス供給、国内民間資本不足の補完、特定重要部門への外資参入の抑制のために、多数の公企業が設立された。

この期間、政府は企業的活動を拡大・多様化していったが、これは単に「農産品輸出型モデル」の自律的な社会経済的活力を補完するためのものであった。金融部門*6、公共サービス部門*7、商業部門（国営家畜市場－1901年－）や生産部門における活動は、そのように位置付けられるものである*8。

一方、1930年から40年代半ばまでの期間は、多様な公企業の設立や各分野の公的規制機関の設立を通じて、より活発な介入によって特徴付けられる政府介入の第二期である。これは、経済活動への政府介入の拡大という国際的な潮流に沿うものであった。この戦略転換は、1930年の大不況と第二次世界大戦の勃発という国際的な２大事件に大きく影響された。主要輸出品目の国際価格の急激な低下と貿易活動の縮小は、基礎的商品市場、金融・為替分野、運輸部門等に対する強力な政府介入を引き起こした。30年代初めには、穀物管理公団(Junta Reguladora de Granos)、食肉公団(Junta Nacional de Carnes)、ｼﾞｬｶﾞｲﾓ国営市場(Mercado Nacional de Papas)、マテ茶管理委員会(Comision Reguladora de la Yerba Mate)等が設立された。また、40年代の初めには、軍事産業向け「戦略」物資の生産のために、陸軍工廠(Direccion General de Fabricaciones Militares) と特殊鋼材公私混合会社(SAMAE: Sociedad Anonima Mixta de Aceros Especiales) が設立されるとともに、船舶不足に対応するため、商船公社(Flota Mercante del Estado) が設立された。

---

*5 民間銀行として設立(1822年)され、1826年、公私混合銀行となり、1854年に完全な公営銀行となった。

*6 中央銀行の設立時(1936年)中央銀行の機能も果たしていた現在のNacion銀行(1891年)、Hipotecario 銀行(1885年)、いくつかの州営銀行、Caja Nacional de Ahorros y Seguro (1914年)等。

*7 郵便、鉄道 (1857年、公私混合資本によって発足した) 、上下水道(1867年)等。

*8 家畜市場:Mercado Nacional de Hacienda(1901年)、市立家畜屠殺所:Frigorifico y Matadero Municipal、Fabrica de Insecticidas y Plaguicidas (殺虫剤工場) と、主に、Yacimientos Petroliferos Fiscales (1910、石油) 。

40年代半ばから50年代にかけての10年間は、政府と公企業による経済活動の比重が最も高くなった時期である。この期間に、新しい公企業が設立されるとともに、多数の外資企業や戦略産業として位置付けられた企業の国有化が実施された。また、公私混合会社の制度を規定する法律第15349 号（1946年）と国営企業の法的枠組を規定する法律第13653 号（1949年）の制定を通じて、政府の企業的活動は法律によって制度化された。

同期間中、国営企業又は公私混合企業の形態で多数の新しい機関が設立され、これら政府系企業は、生産分野を中心にいくつかの部門において主導的な役割を果たすようになった。銑鉄一貫工場を建設したSOMISA（1947年）、化学製品を生産する公私混合会社ATANOR（1944年）、国有化された30の外資企業（金属、電機、化学、薬品、繊維）を運営するために設立された持株公社「国営工業局」（Direccion Nacional de Industrias del Estado）（1947年）、航空公社と機械公社（1952年）、造船公社(Astilleros y Fabricas Navales del Estado)（1953年）、石炭公社(Yacimientos Carboniferos Fiscales)（1945年）等がそれらの例である。

当時、戦略分野における政府の活発な参入に加えて、民間のサービス部門企業の国有化又は公企業の創立によって、政府は広範な分野で独占的な力を発揮し始めた。工業投資を促進するための国立工業銀行(Banco Industrial de la Republica Argentina)（その後、国立開発銀行(Banco Nacional de Desarrollo)と改称）の創立、再保険協会(Instituto Nacional de Reaseguros)（1946年）、ｱﾙｾﾞﾝﾃｨﾝ航空(Aerolineas Argentinas)（40年代後半に設立された４つの公私混合企業の合併によって誕生）、航空公社(Lineas Aereas del Estado)（1945年）、貿易促進協会(Instituto Argentino de Promocion del Intercambio)（1946年）、水力発電、灌漑、送電・配電開発を目的としたAGUA Y ENERGIA社（1947年）、UNION TELEFONICA(ITT)と他の電話会社の国有化（1946～48年）によってできたｱﾙｾﾞﾝﾃｨﾝ電話公私混合会社(Empresa Mixta Telefonica)（その後、ENTEL）、Compania Primitiva de Gas de Buenos Airesの国有化によってできたガス公社(Gas del Estado)（1945年）、国有化された鉄道（1949年）等がサービス部門への政府介入の代表例である。

このように同期間は、終戦後の復興気運と輸入代替工業化の促進・拡大への潮流の影響を受け、経済活動全体における政府の活動が最も活発な時期であったことが分かる。

1955年のクーデターによる民主政権の転覆は、政府及び公企業の役割に変化をもたらした。公企業の再編は、いくつかの機関の閉鎖（I.A.P.I.－ア国貿易協会－とD.I.N.I.E.－国家工業局－が最も代表的な例）とともに、50年代末には、基礎的部門の開発促進の面から戦略的役割が与えらたいくつかの企業（Y.P.F.、GAS DEL ESTADO、SOMISA 等）の強化が

推進された。また、マスコミ部門[*9]、鉱山開発部門(YMAD: Yacimientos Mineros Aguas del Dionisio)、特定公共サービス部門(SEGBA－1958年、AGP－1956年)、銀行、保険会社、州営電力会社等において多数の新機関が設立された。

一方、1966年から1975年の期間は、輸入代替の遅れが見られた原材料部門を中心に、政府の企業的活動が進展した時期と特徴づけられる。同期間中、製造業分野を中心とした基礎部門における新しい公企業の設立、それら機関に対する新制度の制定、経済的・財政的困難に直面している民間企業の国有化の傾向が同時に見られた。

新設機関の例としては、ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ中央市場(CORPORACION DE MERCADO CENTRAL DE BUENOS AIRES)(1967年)、CHOCON-CERROS COLORADOS 水力発電コンビナートの運営を受け持つHidroelectrica Norpatagonica (HIDRONOR)(1967年)、ACEROS OHLER(1967年)、Hierro Patagonico de Sierra Grande (HIPASAN)(1969年)、PETROQUIMICA GENERAL MOSCONI(1970年)、PETROQUIMICA BAHIA BLANCA(1971年)、CARBOQUIMICA ARGENTINA(1972年)、PETROQUIMICA RIO TERCERO (1973年)が挙げられる。

制度面では、1967年に、政府出資ﾏｼﾞｮﾘﾃｨｰ 株式会社(商事会社と類似)を規定する法律第17318 号が制定され、また、1974年には、CORPORACION DE EMPRESAS NACIONALES(政府保有株式の管理と公企業の経営を集中的に管理する持株会社)の設置と同時に、国有会社に係る法的枠組が制定された。

一方、1967年と1970年には、その後の政府による企業的活動の拡大に決定的な役割を果たした法律第17501 号と第18832 号が制定された。これらは企業の再建に係る制度である。前者は、財政困難に直面している企業に対して、優先株を担保に税金の未払い分を長期の分割払いとしたり、国立開発銀行(BANADE)からの融資を行うものである。後者は、債権者会議又は倒産手続きに入っている企業を救済するために国営化を規定するものであった。企業のずさんな経営によって、多数の企業や企業グループが政府ﾏｼﾞｮﾘﾃｨｰ 株式会社又は100%公社に変わった(Siam Di Tella、La Emilia、 Industrias Llave、 Fabrica A. de Vidrio y Revestimientos de Opalina Hurlingham、Editorial Codex、Frigorifico Swift、La Bernalesa、Mancusso y Rossi、Gilera Argentina 等)。

この期間は、政府が生産部門活動を急激に拡大したのみならず、政府が掲げてきた伝統的な産業振興に関する目標と矛盾した歴史上特異な時期であった。

[*9] 新聞社、ラジオ・テレビ放送局の国営化やﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ大学の出版社の設立等がその例である。

1976年のクーデターによる民主政権の転覆は、アルゼンティン経済における政府の「在り方」に疑問が投げかけられた。当初軍事政権は、政府による「副次的な活動」を批難し、公企業の民営化の意図を表明したが、それら意志表明にも拘らず、軍事政権期間中（1976～1983年）、公的部門による企業的活動はそれらの生む財政赤字とともに拡大している。政府は保有資産（企業、株式）の一部を整理したが、その規模は同期間中に実施した新しい機関の設立、企業の買収・吸収と比較すれば小規模のものであった。

軍事政権中、産業再建制度を通じて国の管理下に移された企業の大部分が民営化又は整理され（La Bernalesa、SWIFT、La Cantabrica、La Emilia 等）、国立開発銀行(BANADE)と国立貯蓄・保険制度(Caja Nacional de Ahorros y Seguros)が保有していた民間企業の小規模な株式が売却され、州や市町村政府への分散化と移管が行われ（Agua y Energia、Obras Sanitarias de la Nacion 等）、公共サービス分野の大規模公企業の関連事業や補助部門が民営化された。

他方、同期間中、Astilleros Ministro Domecq Garcia（潜水艦製造）、Cinturon Ecologico Area Metropolitana（低地の埋め立て）、Combustibles Nuclear Argentino(CONUAR:核燃料）、Empresa Nuclear Argentino de Centrales Electricas（ENACE: 原子力ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ）等、いくつかの公企業と公私混合会社が新設された。また、Italo Argentina de Electricidad （電力会社）、AUSTRAL 航空（航空会社）等の大企業が政府によって買収され、多数の金融機関が危機に陥ったことから、政府は中央銀行を通じてそれら金融機関と関係の深い多数の企業（例えば、GRECO グループ、INTERAMA遊園地等）を吸収した。

政府の公式表明と現実との間の矛盾以外に特筆されるのは、政府による企業的活動に対する疑問がわきあがったのもこの時期である点だ。数年後に、この疑問はアルゼンティン社会の中心課題になったが、それらの点についての詳細は第３章に記述される。

1．2．いくつかの特徴

70年代半ばに、公企業、公私混合企業を総ざらえして、経済に占める比重を評価しようとした最初の調査が行なわれた。1976年に発表された２つの調査報告は、経済に占める公企業のシェアについて貴重なデータを提供している[*10]。ｱﾙｾﾞﾝﾃｨﾝ 企業協会(Consejo Empresario Argentino) の調査によれば、政府が大株主として参加している企業の数は約350 社で、小株主として参加している企業数は約400 社であった。

しかし、公企業数は部分的な指標であり、公企業の経済に占める比重の面からは重要な指標と言えない。例えば、公企業がGDP に占めるシェアや資本形成における比重等のデータの方がより重要である。

その意味では、アルゼンティン経済は公共部門の比重が大きな「混合」経済と言われるが、GDP に占める公企業のシェアは国際的な水準と大きな差はない。表1.1.に示す通り、アルゼンティン公企業の対GDP 比は7.4%であるが、世界平均は9.4%、先進国で9.6%、途上国で8.6%であり、アルゼンティンの数値を上回っている。

一方、経済全体における資本形成の推進役を果たしてきた公企業の投資は、アルゼンティンのケース(20.5%) は、先進国(11.1%) と公共投資が主導的役割を果たしている途上国(27.0%) の中間にある。

表1.1.：公企業のGDP と総投資に占めるシェア（70年代初め）[*11]

区　分	GDP(%)	投資(%)
世界平均	9.4.	13.4
先進国	9.6	11.1
途上国	8.6	27.0
アルゼンティン	7.4	20.5

要するに、セクター別の特殊性は別にして、70年代初頭のアルゼンティン経済における政府の企業的活動は、世界の平均的水準と大きな相違はなかった。

---

*10 CEPALﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ 事務所，「La empresa publica en Argentina 」，CEPAL/BA/105，1976；FIEL，「Las empresas publicas en la economia argentina」，Consejo Empresario Argentino、ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ，1976年12月。

*11 出所：A. Porto，「Una revision critica de las empresas publicas en la Argentina」。ﾊﾟｰｾﾝﾃｰｼﾞ 表示。

第二次世界大戦における公企業群の構成は、新機関の設立と既存機関の削減（閉鎖、売却等による）によって変化してきたが、公企業のGDP への寄与率は約30年間にわたって6%前後で安定していた。実際、表1.2.で分かるように、50年代の5.5%から、60年代の6.0%、70年代の6.3%と、緩やかな上昇傾向を示しているだけだ。

表1.2.：アルゼンティンにおける公企業のGDP[*12]

期　　間	G　D　P		シェア
	公企業	国全体	
1950年～54年	406.8	7,101.8	5.7
1955年～59年	466.4	8,519.4	5.5
1960年～64年	587.2	9,783.7	6.0
1965年～69年	727.7	12,115.4	6.0
1970年～74年	957.9	15,444.2	6.2
1974年～79年	1,086.7	17,209.1	6.3

しかし、この緩やかな上昇傾向の背後では、部門別に見ると大きな変化が見られる。燃料と電力関係の公企業は、GDP への寄与率を急激・持続的に拡大させており、通信部門、特に運輸部門の公共サービス関係企業の貢献度は低下している。1950年～1954年における燃料・電力関係公企業の比率は17.5%、通信・運輸関係公企業の比率は80% 弱であったが、70年代後半にはそれぞれ62.4% と35.1% となった。（表1.3.）

表1.3.：公企業のGDP 構成比[*13]

部　　門	1950～54	1955～59	1960～64	1965～69	1970～74	1975～79
燃料・ｴﾈﾙｷﾞｰ	17.5	25.3	45.1	55.0	59.1	62.4
燃料	16.6	19.7	31.7	39.1	42.0	42.5
電力	0.9	5.6	13.4	15.9	17.1	19.9
運輸・通信	79.4	71.5	52.1	42.4	38.4	35.1
運輸	61.2	55.5	38.3	31.4	27.4	25.8
通信	18.2	16.0	13.8	11.0	11.0	9.3
O.S.N.（上下水）	3.1	3.2	2.9	2.5	2.5	2.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

*12 出所：同上。５年間の平均値を1960年価格とﾊﾟｰｾﾝﾃｰｼﾞ 表示。製造業分野の公企業は含まれていない。
*13 出所：同上。製造業分野の公企業は含まれていない。ﾊﾟｰｾﾝﾃｰｼﾞ 表示。

燃料・電力部門のGDP寄与率の上昇は炭化水素の自給(Y.P.FとGAS DEL ESTADOによる）と電力供給（主にSEGBA とHIDRONORによる）の著しい拡大に起因している。一方、通信部門におけるEmpresa Nacional de Correos y Telegrafos（郵便・電信公社）の比重の低下と、特に運輸部門における自動車輸送分野の民間への移管と鉄道輸送からトラック輸送への移行が、運輸・通信部門公企業のGDP 寄与率の大幅な低下を説明する。

もう一つの顕著な現象は、60年代に始まり、70年代に表面化した公企業の資本生産性の低下である。この現象は、従業員１人当たりの資本投入の増大と、これによる労働生産性の向上によって生じた。表1.4.は、1970年～1984年における公企業について重要なデータを提供している*14。同期間中、公企業の付加価値は45%*15上昇しており、雇用は12% 縮小し、また、投下資本は105%拡大している。このような各指標間の異なる推移の結果*16、平均労働生産性は65%上昇し、資本生産性は29%低下し、また、従業員１人当たりの投下資本が年間平均6.2%の上昇率を示し、1984年には1970年の2.3倍となっていた。

上述の指標から、過剰雇用と非効率な公企業という一般的なイメージは二次的なもので、資本形成の推移が重要である。同期間中、公企業が多大な資金を投資にあてたことは事実だが、その生産性は低く、かつ時間とともに減少しており、投資配分の著しい非効率性を物語っている。

投資計画の選定基準の欠陥、それらの不適切・不完全なスケジューリング、不適切（または不在の）な社会・経済的評価、間違った優先順位の付与、一貫性の欠如、長すぎる計画期間並びに投資の実施過程における非効率性は、大半の公企業における資本形成の低い生産性を説明するものである*17。

公企業の赤字が政府の財政に影響し、更に資本生産性を悪化させ、サービスの質の低下と相まって、公企業の役割に関する疑問が（政府内のテクノクラートまで）広く拡大する素地を作っていた。

---

*14 対象公企業は、YPF、Segba、Agua y Energia Electrica、Hidronor、Ferrocarriles Argentinos、Aerolineas Argentinas、AGP、ELMA、Encotel とEntel である。
*15 同期間中、GDP は20% 強成長している。
*16 即ち、1984年における製品１単位当たりの資本額は、1970年に比べて、41.5% 上回っている。
*17 投資決定は、社会・経済的利益を配慮せず、単に、資金確保（外国からの資金供与又は請負業者によるファイナンス）に関連して行なわれていた。

表1.4.：公企業の付加価値、資本、雇用及び生産性の推移（1970年～1984年）[*18]

年	付加価値	資本	雇用	平均生産性		資本装備率
				資本	労働	
1970	100	100	100	100	100	100
1971	107	106	102	101	105	104
1972	111	112	102	99	109	110
1973	116	119	105	97	110	113
1974	118	127	107	92	110	119
1975	116	136	116	85	99	117
1976	117	146	114	80	102	128
1977	122	157	101	78	120	154
1978	125	168	93	74	134	180
1979	139	177	91	78	152	194
1980	143	187	87	76	164	215
1981	138	194	83	71	165	232
1982	137	199	82	69	168	244
1983	143	202	85	71	167	236
1984	145	205	88	71	165	233

[*18] 出所：経済省，「Politica para el cambio estructural en el sector publico」，ブエノスアイレス，1989。対象公企業は、YPF、YCF、Entel、Encotel、Aerolineas Argentinas、Ferrocarriles Aergentinos、Gas del Estado、Segba、Agua y Energia Electrica、Hidronor、AGP とELMAである。

第２章：アルゼンティン経済の規制緩和

２．１．経緯

公企業の民営化と同様、各種市場の規制緩和も急進党政権時代（1983年～1989年）に試みられた。例えば、鉄鋼部門の規制緩和に関する大統領令第345/85号は、国産品と潜在的に競合する鉄鋼製品の輸入数量規制を廃止している。また、石油部門（ヒューストン計画、保護地区における民間の参加、原油の自由な処分、価格の国際水準への収束等）、航空輸送部門（国内料金の部分的規制緩和）、自動車輸送部門（料金の規制緩和）、電気通信部門（ENTEL 公社の独占の制限に係る発表）等の部門においても規制緩和計画が試みられたが、期待された目標を達成するには至らなかった[*19]。

一方、1989年7月の政権交代とその直後の国家改革法（23696号）と経済緊急法（23697号）の制定は、経済における政府の新しい役割と規制緩和に関する新しい時代を開いた。当初の規制緩和に係る措置は、分野も限られ散発的に行われ、多分野にまたがる総合的な自由化を目指すものではなかった。

初期の規制緩和の概要は以下のとおりである：

＊外国直接投資制度の変更、自由化と義務・権利面での内外資本の無差別な扱い。
＊国内の価格統制制度の廃止及び民間部門による価格設定の自由化。
＊賃金に対する規制の廃止。
＊為替市場と外貨送金の自由化
＊全段階にわたる燃料市場の規制緩和、価格、流通マージン、貿易及び原油の処置の自由化、YPF の一級・二級油田の売却、既存の契約の再交渉、国際価格への収束等。
＊非関税障壁の撤廃、輸入の事前承認制の撤廃、特定輸入財に課する従量関税の漸進的撤廃[*20]。

大統領令第2284/91号の発布によって、規制緩和政策はより体系的・包括的な性格を持つようになり、また、安定化計画を補完するものとなった。これにより、対象分野間に非対称性はあるものの、規制緩和は短期と長期両方の公共政策の中心課題となった。

[*19] 大半の提案は、国会の通過に至らないか、又は関連セクターの強硬な反対を受けた。
[*20] それら措置は、1989年10月より、現政府が展開している貿易開放政策の一環として位置付けられている。

2．2．経済規制緩和計画

大統領令第2284/91号に含まれている各措置には、多様で広範な目的が認められるが、政府が公表している基本的な目的は以下のとおりである[*21]：

＊国際価格への急激な収束を目指して国内価格を変化させる。
＊兌換法で固定された為替レートの変更を伴わない輸出における実質為替レートの改善。
＊経済の競争力向上のために、要素市場の競争阻害要因を取り除き、効率を高める。

規制緩和の結果を分析し、その非対称性に触れる前に、大統領令第2284/91 号を通じて発足した規制緩和制度の概要（表2.1.参照）を述べよう。同大統領令は、経済活動の各種部門の機能に直接的または間接的に影響していた一連の規制や法的措置（禁止、免除、特別制度、各種の税等）を撤廃している。

国内市場の分野においては、財・サービスの供給に関する各種制限、価格形成における介入[*22]や特定市場への参入制限・障壁の撤廃、消費者保護法の改正（手続きの簡素化）、物資供給法の施行停止[*23]等が図られた。また、トラック輸送、商品の荷役・貯蔵、青果物の中央市場、専門職の役務、薬品、港湾・商店運営（営業・稼働時間、活動規制等）等、規制緩和の優先市場が特定化されるとともに、各種地域農産物市場（砂糖、ワイン、マテ茶等）を規制していた法律を撤廃した。

一方、貿易の分野においては、輸出における政府の介入や量的・質的な制限を廃止し、財・サービスの輸入における制約や規制（検疫規準を除く）を撤廃し、また、税制上の優遇措置の対象商品の輸送において、アルゼンティン国籍の船舶の利用を義務づけていた法律(reserva de cargas)[*24]の撤廃、貿易に係る手続きの簡素化[*25]等を図った。

公共規制政策の分野における規制緩和措置は、各種地域農産物の規制機関の解散と規制緩和（当該課税の廃止と人員削減）、伝統的農産物（食肉、穀物、乳製品）の流通（国内外）に係る規制の廃止、穀物サイロ・エレベーターの民営化等、広い範囲をカバーしている。

---

*21 P.Rojo y A. Canosa, 「El programa de desregulacion del Gobierno Argentino」, Boletin Informativo Techint No. 269, ブエノスアイレス, 1992を参照。
*22 自然独占又は各民営化において特有の規制枠組が設定された公共サービスを除く。
*23 民間企業に対する生産規模又は最高価格の設定に係る政府の権限を撤回する。
*24 同制度は、優遇措置の対象となっている商品の輸送にアル国籍船舶の利用を義務付けていた。
*25 輸入商品の直接通関、輸出入業者登録の開設、貿易関連税支払いの一本化、税関の再編、税関手続きの迅速化等(Proyecto Maria)

表2.1.: 大統領令第2284/91号における規制緩和措置

分野	内　　容
国内市場	－財・サービス供給に係る制限の廃止 －競争促進法（22,262号）の修正 －物資供給法（20,680号）の施行停止 －生鮮食料品の卸市場の自由化（検疫管理のみ維持する） －貨物輸送の自由化・規制緩和 －専門職役務に係る謝金その他規制の自由化 －自由販売薬剤の販売の自由化（薬品店以外の商店における販売） －薬剤の輸入手続きの簡素化 －港湾の稼動時間商店の営業時間の自由化 －穀物及び食肉市場における最低価格、割当、他制限に係る規制の廃止
貿易	－輸出入の割当制の廃止（自動車を除く） －Compre Nacional 制度による国産品に対する優遇の廃止 －食料品輸入に係る税関手続きの簡素化 －SENASA（肉）とIASCAV（植物）による検疫の簡素化 －輸出事前承認手続きの廃止 －航空・河川・海上輸送におけるReserva de Carga制度の廃止 －保税倉庫への入庫義務の廃止と市場への直接通関 －輸出入業者の関税登録資格の簡素化 －税関における検査・管理の簡素化 －税関における各種税支払い手続きの一本化
財政	－食肉、穀物、林業産品、水産物の流通、輸出、ワインに関する課税の撤廃 －低生産性土地に対する免税措置の撤廃 －領事手数料の廃止 －輸出に関する統計税（3%）の撤廃 －海運業基金の廃止 －輸出振興基金の廃止 －鉄鋼、アルミ、道路建設機械、造船、飛行機産業の振興制度の廃止 －鉄鋼産業登録の廃止 －一次アルミ生産部門に対する輸入関税免除の廃止 －印紙税、証券取引税の廃止 －輸入商品の申告価格表の発表
規制機関	－各種機関の解散（穀物公団、食肉公団、IFONA 、Mercado de Concentracion Pesquera、Instituto Nacional de Actividad Hipica、CAP、Mercado de Liniers 等）、農牧水産庁への流通に係る機能の移管 －解散機関の人員による税関、国税庁、SENASA、IASCAVの強化 －ワイン、マテ茶、砂糖市場の規制緩和 －ワインの生産・流通の自由化 －Instituto Nacional de Vitivinicultura の機能の品質管理への限定 －牛乳、乳製品市場の規制緩和
その他	－証券委員会の権能の明確化 －融資勘定の提出に係る条件の簡素化 －社会保障制度の一本化と家族手当特別会計の解散 －業種又は企業別或は業種群又は企業群別の団体交渉の可能性

財政分野においては、輸出税の廃止、輸出における統計税と輸入における領事手数料の廃止、工業振興制度の部分的廃止、官公需において国産品の優先的扱いを規定していた法律(compre nacional) の撤廃等を図った。

以上の内容から、この最初の体系的な規制緩和措置は、経済に対する影響度がそれぞれ異なる広範な経済部門を対象としたことがわかる。しかし、公表された目標と実施に係る大統領令の内容との間には、整合性の不足が一部認められる。最も顕著な例は、地域別工業振興制度（La Rioja州、San Luis 州、Catamarca州、San Juan 州とTierra del Fuego州に対する制度）が撤廃されなかったことである[*26]。

もう１つの重要な除外部門は、特別な優遇制度を有する自動車産業部門である。同制度は、国産車種以外の車両の輸入数量枠（国内生産台数の約20%相当)を設定し、一般商品の最高輸入税を上回る関税を決めている。国産車と同様な車種の輸入については20%の関税を設定し、また、非国産車種の国内自動車メーカーによる輸入は、輸出額相当分（輸出１ドルに対し輸入１ドル）に対して関税なしで輸入することを認めている。

これらの例外措置が存在するものの、輸入代替時代とは異なり、市場の調整機能に対する信頼が政策の基軸の１つになっている。

[*26] 大統領令が「免税、その他優遇措置による産業振興策は、対象産業を優遇するよりも経済における資源割当の効率に支障を来し、財政を損ね、投資に係る誤ったシグナルを市場に提供した」と指摘しているにもかかわらず、これらの振興策は規制緩和令の対象とならなかった。これに関し、経済企画長官は「既得権なので維持する」と表明している（Clarin紙、91.11.3)。しかし、規制緩和令に含まれている措置の大半が既得権に影響するものであり、この主張は必ずしも正当でない。各種産業振興策の停止が規制緩和に含まれなかったのは、産業界の強い反対が理由である。

2．3．規制緩和プロセスの進展

その後、規制緩和について、対象テーマ・分野をより限定した個別の措置（表2.2.参照）が取られた。例えば、医薬品市場に係る規制緩和措置[*27]、貿易業務のコスト軽減をねらった税関の体制整備、外国投資に係る規制緩和の拡大（国境地帯における鉱業や道路輸送）、港湾事業および河川・海上輸送に係る規制制度の撤廃、中長距離旅客自動車輸送及び航空貨物輸送に係る制度の柔軟化・開放、保険市場の規制緩和、地域毎に設定された専門職役務制限の撤廃、資産税の段階的廃止、給与に対する雇用者負担諸税の引き下げ等が挙げられる。

また、労働市場、社会保障制度、金融部門等の場合は、政府は規制緩和と位置付けているが、実際には再規制又は従来の規制の改定にすぎない一連の措置が取られている[*28]。労働市場の「規制緩和」では、公共サービス分野におけるスト権の規制が取り挙げられているが、これはアルゼンティンの高コスト構造(Costo argentino) における特定要素のコスト低減を目指した規制措置に過ぎない。

各部門におけるコスト削減効果に限って規制緩和措置を評価すれば、港湾の組織、貨物輸送及び貿易業務に係る措置が最も経済効果が大きい。

港湾コストの削減効果に対する政府の推定額は過大評価だが、本分野における規制緩和措置が貿易における港湾コスト、河川・海上輸送コストの削減とコスト構造の変更を伴っていることは明白である[*29]。港湾管理公団（ＡＧＰ）の再編、その他関連機関の解散、港湾の24時間操業、荷役業務と乗組員の契約の自由化、運賃・料金設定の自由化、航海の補助業務（タグ・ボート、パイロット業務等）に係る規制緩和、全ての現行労働協約の中止等が主要な措置である。即ち、人件費の削減、荷役及び諸手続きに要する時間の短縮が規制緩和の主な成果であり、また、これらは港湾施設の民営化計画と連動するものである。

一方、貨物輸送（航空、陸上等）分野においては、全国レベルでの各種制限及び登録義務の撤廃、料金を通じた競争の促進、トラック輸送の自由化、新輸送業者の参入制限の撤廃、航空輸送の規制緩和などが講じられた。次章で検討するように、運賃に影響を与える通行料徴収に基づいた道路網の民営化が同時に実施されたため、これら規制緩和（主に陸上輸送分野の）の経済効果が一部相殺されている。

---

*27 H. Domenicone, R. Gaudio y A. Guibert, 「La desregulacion en la Argentina. Los primeros pasos de su implementacion」, Boletin Informativo Techint No. 271, ブエノスアイレス 1992、経済公共事業省,「Informe Economico」, Ano 1, No 4, ブエノスアイレス, 1993, E. Sguiglia y R. Delgado,「Desregulacion y competitividad. Evaluacion de la experiencia argentina」ブエノスアイレス, 1993を参照。

*28 De la Balze,「Reforma y crecimiento en la Argentina」,「Reforma y convergencia. Ensayos sobre la transformacion de la economia argentina」, CARI, ブエノスアイレス, 1993を参照。

*29 これに、reserva de carga法によってア国籍船舶による輸送が義務付けられていた部門に対して運賃の削減が加わった。

表2.2.: 大統領令第2284/91 号を補完する規制緩和措置

貿　　易	
大統領令 第30/92 号	－税関の再編。輸出入に関する事前承認手続きの廃止。輸出入業者の登録の開設
第2000/92 号	－パタゴニヤ地域の企業を対象とする産業振興制度による輸出払戻の撤廃。
運　　輸	
法律第24093 号 大統領令 第817/92号	－港湾の移管・民営化。税関の再編。諸手続きの簡素化。労働制度の変更。料金設定の自由化。
大統領令 第958 /920号	－中長距離旅客自動車輸送の規制緩和。許可制度の柔軟化。港湾、空港における輸送の自由化。自動車旅客輸送委員会の設置。
第1492/92 号	－航空貨物輸送の制限の廃止と料金の自由化。認可されている空港の利用に係る許可。
第1493/92 号	－河川、沿岸海上等輸送における外国船舶に対する航行許可。外国船舶等の登録の開設。
第1494/92 号	－トラック輸送の規制緩和と契約の自由化。道路貨物輸送規則と同部門における外資の進出を制限していた大統領令第405/81号の撤廃。
保　　険	
大統領令 第171/92号	－保険市場の規制緩和。INDER の閉鎖。保険料への付加価値税の課税。
薬　　剤	
大統領令 第150/92号 第1890/92 号	－薬剤の登録、製造、販売、輸出入に係る手続き、要件の簡素化。薬理学的に分類された薬剤の一般名称の利用義務。
鉱　　業	
大統領令 第815/92号	－国境安全地帯での鉱山開発における外国投資の禁止の解除。投資・輸送に係る事前許可制の廃止。鉱業産物とそれらの精製物に関する輸出税の廃止。
水　　産	
大統領令 第1493/92 号	－外国漁船の登録を開設し、それらのリース又は共同運営を許可する。
サ　ー　ビ　ス	
大統領令 第2239/92 号	－認可専門職活動に係る地域的制限の廃止。
第1187/93 号	－郵便事業の規制緩和
労　　働	
大統領令 第1757/90 号	－民営化対象公企業によって合意された全集団協約の破棄。
法律第24013 号	－新雇用法。臨時契約に係る制度の柔軟化。未登録雇用の正常化。
法律第24028 号	－労災に係る法律の改正。雇用者の責任の限度とそれによる補償金の限度額の設定。
大統領令 第2184/90 号	－基本的公共サービス分野におけるスト権の規則化。
第1334/91 号	－生産性向上に限定した賃金の引き上げ。
第9/93号	－労組の健康保険の部分的規制緩和。加入者の20% を限度とする自由加入。
第470/93号	－企業レベルまでの団体交渉の分権化。賃金交渉の２段階化：一般（上位協約）、特定（前者を補完し、企業レベルで設定）。
社　会　保　証	
法律第24241 号	－新社会保証制度
そ　の　他	
経済省決議 第210/92号	－ブドウ果汁、濃縮ワイン市場の規制緩和。Instituto Nacional de Vitivinicultura の機能を品質管理に限定。

最後に、税関機能の変更が貿易に係る各種コスト削減に貢献した。輸入商品の保税倉庫への一時入庫義務を廃止し市場へ早く出せるようにしたこと、輸出入業者の税関登録の簡素化、貿易に関する各種税支払いの一本化、税関組織の抜本的再編、情報化の強化、輸出に係る制限の緩和と廃止、輸入に係る手続きの簡素化、輸入商品の選択的管理等が代表的な規制緩和措置の例である。

市場の規制緩和政策は、それぞれの市場機能を自由化する制度改革が進められている。中長距離自動車輸送、多国籍企業の技術提携、保険業、鉱山開発、諸税の廃止（賃金に課する雇用者負担税分の削減も含む）、資本市場（投資信託基金制度の柔軟化、社債発行の可能性等）、郵便事業、専門職役務に関わる規制緩和が挙げられる。

また、通常、「規制緩和」として知られているが、幾つかの規制緩和と新しい規制の導入が同時に実現された市場も見られる。それらの代表例は、以下の通りである：

<u>労働市場</u>：

労働市場の規制法律の改正（国会にて討議中）は、人件費の削減という目的にかなうものである。規制緩和と再規制が併行して進められている措置は以下の通りである：

＊一時雇用制度の導入[*30]、未登録雇用の正常化、失業者の保護制度[*31]等を認める新雇用法（第24013 法）が承認された。
＊労災法（第24028 法）が改正され、雇用者の責任範囲と補償金の額、それらの法廷処理に係る弁護士や専門職への謝金に限度が付された。
＊民営化対象公企業が締結した団体協約を廃棄（大統領令第1757/90 号）し、当該民営化入札で落札した企業体と再交渉することとする。
＊基本的公共サービス分野（病院、運輸、電力、水道、ガス、電話、司法等）において、最小限のサービス供給を保証するためにスト権が制限された（大統領令第2184/90 号）。
＊各団体協約の枠内での賃金値上げの交渉は、それに見合う生産性の向上がある場合に限られた（大統領令第1334/91 号）。
＊女性労働者の夜間勤務に係る制限の廃止、出産に関する新規定の導入、雇用者の経営・財務危機に対する特別措置（債権者集会、合併、再建に関する手続きの迅速化）が導入された。

---

*30 労働省によれば、1992年現在、これら新契約形態によって創出された新雇用機会は、14,000 に上る。
*31 この失業保険の受益者数は、80,000人のみである。

＊労組の健康保険制度が部分的に規制緩和され（大統領令第9/93号）、１組合の加入者数が健康保険の加入者総数の20% までとし、保険組合の自由な選定が認められた。また、契約や料金面での制限が廃止され、医療機関との契約が自由化された。

＊団体協約制度が改正され（大統領令第470/93号）、企業レベルの自主性に任せられることとなった。賃金交渉は、a)賃金協約の一般基準を各業種の上位団体が決め、b)その補完として、個別水準を企業レベルで決めるという２段階方式となり、政府による認可の必要はなくなった。

これら全ての措置は、国内経済の競争力向上を目指した人件費の低減を目的とし、アルゼンティンにおける労使関係の制度枠組みを再設計するものである。

社会保障制度：

社会保障分野において講じられた主要措置は、規制緩和と言うよりも、既存制度の大幅な見直しとして位置付けられるものである。従って、社会保障に関する新しい制度（法律第24241号）の制定は、長期的で基盤のしっかりした資本市場を形成する可能性のあることから、その影響は社会保障分野の範囲を越え、最もめざましい制度改革となる。

80年代を通じて悪化の一途をたどった社会保障制度は、根本的な改革が必要とされる。社会保障会計の収入（現職者）と支出（年金所得者）の間の不均衡は拡大し、国庫からの資金補充を必要とし、国庫による支払いが不可能となる構造危機に直面した。年金所得者に対する納付者の比率が漸減（1991年で1.6 対1）し、積立金の納付義務（現職者と雇用者による）が守られず、非効率でかつコスト高の運営は、制度自体を取り返しのつかない危機へと導いた。

このような状況を背景に、1993年9月、配当制度（国の管理）と個人積立制度（民間管理）による混合制度に基づく新しい社会保障制度が発足した。また、新制度は、定年退職の最低年齢の段階的引き上げ（男性で60から65才、女性で55から60才）を規定している。

官民どちらの制度においても就業者の拠出は賃金の11% であるが[*32]、積立て額に対する定年後の年金受け取り額に違いが生じる。すなわち、国の制度を選んだものは、定年

[*32] 民間制度における納付対象最高賃金（月給）は3,300ﾍﾟｿである。一方、同制度に加盟する自営業者は同制度に対する11%のほかに、国営システムに16%を納付することとなる。

退職時には、一般的基本交付金（平均納付義務［約150ﾍﾟｿ］の2.5倍に相当）、補償交付金（新制度発効前の納付期間の１年当たり、最終10年間の平均賃金の1.5%）、旧制度継続補足交付金（新制度発効の納付期間の１年当たり、賃金の0.85%[*33]）より構成される年金を受けることとなる。一方、民間システムを選んだものは、個人口座が開かれる民営年金基金管理事務所（ Administradora de Fondos de Jubilaciones y Pensiones: AFJP)に加入することとなる。当該民営年金基金管理事務所の手数料（約3%）を差し引いた個人納付金は、同管理事務所が得る財務的利回りに従って資本化され[*34]、この場合の年金は、納付金の資本化の結果（終身年金又は計画的出金）、一般基本交付金（国の負担：平均納付義務の 2.5 倍＋新制度発効前の納付期間の１年当たり、賃金の1%相当）、補償交付金（国の負担：国営システムへの納付期間の１年当たり、賃金の1.5%相当）から構成される。

各制度の特徴、約3.5 百万人の潜在的加入者に対するメリット・デメリットは別にして、この社会保障制度改革による財政面への効果と資本市場への影響について、２つの重要な点を強調しておく。財政面では、両制度での当初数年間に、大きな赤字[*35]（約4,500百万ペソ）が予想される。政府によれば、この赤字は納付義務に係る取り締まりの徹底と退職年齢の引き上げによってしだいに緩和されるという[*36]。一方、民間年金基金管理事務所に毎月入る収入の予想額が約250百万ペソであり、また、その大部分が国内の資本市場に向けられることを考えれば、新しい社会保障制度は資本市場への長期資金の大きな供給源となり、貯蓄から投資への効率的な資金移動を生む。従って、政府は国全体の貯蓄率の上昇に決定的な役割を果たすものと位置付けている。

金融市場：

この分野は、政府より「アルゼンティンの高コスト構造」(costo argentino)に対する未解決な要素の１つとして位置付けられている。政府は、金融市場の透明性と効率向上を促進するため、規制緩和／再規制－民営化に係る一連の措置を展開している。その一環として、中央銀行の新定款に係る第24144 法（本質的な機能を保持するが、経済政策の決定機関としての影響力を制限する）の制定、銀行債務、最低手持ち現金の準備金とカバーリングに関する義務の変更、中銀の干渉下にある金融機関の整理手続の促進、貯蓄・保険公庫(Caja Nacional de Ahorro y Seguro)と国立開発銀行(BANADE)を民営化対

[*33] 新しい法律によって、この比率が0.5%に引き下げらる可能性がある。
[*34] 管理事務所による外国市場での投資は、投資全額の10% に限られている。
[*35] 収入は、国営システムに残る人達の納付（賃金の11%）、賃金に対する雇用者の納付（16% の比率の引き下げは既に発表されている）と自営業者の16% より構成され、また、支出（基本交付と年金生活者に手渡し済の債券の利息支払い）の大きな変更は、今後数年間、予想されない。
[*36] 残留赤字を補填するとともに、新制度によって資本化される資金の大部分を獲得するため、長期債券の新規発行が予想される。

象機関としての宣言、国立不動産抵当銀行(Banco Hipotecario Nacional)の位置付けの変更（社会住宅向け貸し付け専用の卸銀行として機能する）、州営銀行の再編プロセスの促進（部分的民営化を含め）等を実施した。

一方、証券取引手数料の低減、電子公開市場(Mercado Abierto Electronico)の組織化、金融資産（ＣＤ、ＣＰ等）の発行に係る手続の簡素化等を通じ、資本市場の柔軟化が図られた。

しかし、民間金融部門は、運営コスト構造に対する必要な調整を未だ実施していない。これは、高いスプレッドの水準、国際水準の倍の高い貸し付け利率を生みだしている。また、高所得層の消費や半耐久財の調達に向けた低リスク貸し付けを優先し、中小企業貸付を避けて、大企業向け融資の供与を優先する民間銀行の傾向は、政府関係者より批判されている。

ここまで、現政権が展開してきた各市場、労働、社会保障、金融分野等における規制緩和に係る主要措置の概要について記述したが、政府はこれら分野の制度改革を更に深化することを考えている。

1993年5月に政府が発表した３カ年計画に明記されている通り[*37]、経済の規制緩和の深化は、財・サービス市場の機能改善に向けた中心的政策となる。この意味では、大統領令第2284/91 号によって設置された技術諮問委員会(Comision Tecnica Asesora)の管轄下にある事業以外に対する政府の政策は、専門職役務[*38]、産業コストに影響の大きい要素・サービス価格を形成する市場及び国家が主要な買い手として参加する市場の規制緩和の徹底を目標としている。

<u>労働市場制度</u>：

労組管理の健康保険制度の全面的な規制緩和、労災に係る新しい法律の立案、特に、1993年8月に国会に提出した労働改革案の承認が最大の目標として掲げられている。労働改革に係る法案は、19条[*39]より構成され、現行制度の根本的な改革が図られている。その概要は、以下のとおり：

---

*37 行政府，「Argentina en crecimiento, 1993-1995」、ブエノスアイレス, 1993 、「PresupuestoNacional 1994」、経済企画庁 ，「Informe Economico, ano 1992」、Ano 1, No 1, 1993、「Informe especial: la desregulacion...」, op. cit.

*38 各専門職協会が存在し、規制緩和に最も強く抵抗した分野と位置付けられている。

*39 これ以前に４つの政府案が発表された。最初のものは344条、次のは158条より構成され、後の２つは17条より構成されていた。これら４案は、人件費の削減と経済の競争力向上を目指して、労使関係の柔軟化を共通目標としている。

＊新団体協約は、古い協約に含まれた有利な条件を廃止することができる。

＊１日の労働時間は年間平均８時間以内とし、前日の終了時間と翌日の出勤時間との間には、最低12時間経過することを義務付ける。

＊団体交渉を通じて６カ月まで延長できる３カ月間の暫定雇用制度を導入する（解雇は退職金支払いを必要としない）。同期間中、雇用者、労働者とも、健康保険のみ支払い、社会保障会計や雇用基金等への支払いは免除される。

＊週間休暇の機会と形態は交渉の結果とするが、30日間以上は延期できない。

＊集団交渉を通じて、年次休暇の期間、必要条件、通知、時期、精算方法と機会が変更できる（年間連続14日間の最低期間は維持する）。

＊不当解雇による補償金は、就業期間１年当たり１最高月給相当とするが、団体協約で定められた平均月給の３倍以内とする。

＊特別契約期間は６カ月で、６カ月毎に更新でき最長２年間とする。この場合、雇用者は社会保障会計への支払いの50% が免除され、また、24才未満の女性あるいは青年の場合は100%免除となる。

＊系列会社又は契約、下請け、その他の連携形態を通じた企業間の労働義務に係る共同責任原則を廃止する。

労働省によれば、この労働改革法案が施行されれば、労働コストの約20% が削減され、中小企業の場合は、この削減率は更に高まるとされている[*40]。

[*40] 労働力に関連する各種法案は、従業員の技能・知識の改善を奨励するものではない。人的資源の競争力に関する概念は、未だ、当国で定着していない。

2．4．規制緩和政策の主要な経済的効果

規制緩和政策は、経済の各部門に新しい枠組みを提供するものである。確かに、制度改革は抜本的であり、改革が多方面で同時に進んでいることから、新しい枠組みの成果を把握し、全体を評価するのは難しい。各部門に及ぼす効果は様々で複雑なことから、より影響の大きい分野における効果の検討に限ることとする。

1993年末現在までの各規制緩和措置は、大部分の貿易財生産部門の競争力強化策（相対価格構造の変化に関連する）と特定部門又は特定企業に対する優遇措置やインセンティブの停止等からなるものである。（表2.3.参照）

貿易財を中心とした財の生産部門に有利となる相対価格の変化や過剰コストの削減目標と整合的な特定市場の規制緩和は、競争力改善にある程度貢献している。国内価格の統制の廃止、輸出向け実質為替レートの改善（輸出に課する諸税の廃止による）及び様々な間接コストの軽減（港湾料金、専門職謝金、通関経費、運賃、税、保険料等）の組み合せとなっている。後者の中では、貿易と関連する港湾コストと河川・海上輸送コストの削減が主要成果として挙げられる[*41]。政府の試算では、同部門における規制緩和措置のコスト削減率は、7～10% の間とされる[*42]。一方、輸出業者の推定では、輸出商品又は輸出規模に依存するものの、コスト削減の規模は5%程度となっている[*43]。

保険部門も緩やかなコスト削減を経験した部門の１つである。政府が独占的に行っていた再保険事業の自由化（INDER の解散）と、これに併う国際保険会社の参画は、各種保険料を根本的に変更させた。その結果、生産部門にとって影響が最も大きい危険（火災、盗難、破壊等）に対する保険料が低下し、他の保険料（例えば、車両関連の保険）の引き上げ分を大幅に補うものである。しかし、企業経営者はこれらによるコスト削減率は8%を上回るものではないと判断している。

---

*41 「reserva de carga」法に基づいてア国籍船舶による輸送が義務付けられていた分野においては、国際運賃の面でも同じようなことが言える。

*42 H.Domenicone, R.Gaudio y A.GHuibert, op.cit.は商品と港湾によって、8%～22%のコスト削減を推定している。しかし、その後この試算の計算のミスが発見され、実際には、どんなケースでも10%を越えないものとされている。

*43 例えば、E. Sguiglia y R. Delgado (op. cit.) らが、Techint 社のために実施した調査結果によれば、1991年～1993年、シームレス・チューブの輸出における税の構成比は33% から22% に減少している。

表2.3.: 規制緩和による経済活動への影響

経済活動全般への影響	特定分野への影響
－あらゆる価格又はマージン統制の廃止。	－鉄鋼、道路建設機械、造船、飛行機産業の業種別振興制度の廃止。
－輸出におけるいくつかの課税の廃止による実質為替レートの改善。	－一次アルミ製造用原料の輸入における関税免除の中止。
－統計税の引き上げ（3%→10%）による輸入品価格の上昇。	－薬剤の新発売に係る事前手続きの迅速化、最終価格の全面的自由化（従って、薬剤メーカーのマージン）。
－特定道路での使用料徴収によって部分的に相殺される陸上貨物輸送のコスト削減。	－加工又は流通部門に対し、地域農産原料（マテ茶、タバコ、ワイン、砂糖、牛乳他）生産者の市場支配力の低下。
－旅客自動車輸送における競争の促進と料金の軽微な低下。	－特定財の輸出の自由化（穀物、食肉、皮革等）と輸出に係る事前承認・規制の撤廃（鉄鋼製品等）。
－生産資産の課税の廃止による課税負担の軽減。	－Compre Nacional 制度による外国の競争に対する政府の国内供給者や請負業者の優先扱いの廃止。
－間接コストの軽減： ＊資材の輸入と消費財の輸出における港湾コスト ＊税関手続きのコスト ＊各種専門職役務のコスト削減 ＊保険料に関連するコストの削減 ＊特定取り引きにおける印紙税の廃止 ＊reserva de carga制度の廃止による国際運賃の低減	－穀物と食肉の流通、輸出に関する課税の廃止による、それらの輸出収益の改善。 －パタゴニヤ地域（南部と北部）の産業振興制度によって優遇されている企業の輸出に対する特別払戻しの停止。 －外国資本企業と国内資本企業の権利・義務の同等化（外国企業と国内子会社間の技術提携契約におけるINTIの干渉の停止、国境安全地帯における投資禁止の解除、資本送還に関する課税の廃止等）。

同様に、特定市場の規制緩和による間接コスト削減の中で、専門職役務に関する政府の政策措置（裁判関連費用の低減、専門職役務の地域限定の廃止等）の効果はほとんど無い。しかし、政府に対する大量の訴訟が未処理[*44]であること考えれば、専門職役務（弁護士、税理士等）に対する謝金の規制緩和は、将来、大きな意味を持つことであろう。

規制緩和による生産部門の間接コストへの影響は、主として陸上貨物輸送に関連している。しかし、規制緩和（大統領令第1494号）による運賃の低下は国内の主要幹線道路の民営化によるコスト増（使用料の徴収を伴うため）によって大きく相殺されている。いずれにしても、中長期的には民営化の生産コストに対する一時的なマイナス効果は、道路網の整備によって輸送コストの更なる低下によって補われると期待される[*45]。

他方、輸入に対する統計税の引き上げ（3%から10% へ）は、輸入品価格の上昇を意味するものだが、これは関税率の引き下げと実質為替レートの持続的な低下によって大いに相殺されている。

財の生産部門から見れば、規制緩和政策は競争力の改善にある程度寄与しているが、輸入品との競争、実質為替レート、国内金融コスト、他の生産要素価格の上昇など、企業活動に影響を及ぼす様々な要素を相殺するだけのコスト低下を引き起こすには不十分であるとされている。

アルゼンティンの高コスト構造(costo argentino) の縮小を目指した特定市場の規制緩和政策は、当該部門の制度的枠組みの変更を伴った。

これは、いくつかの部門（製鉄、造船、飛行機、道路建設機械、アルミ原料産業）においては、セクター別振興策による優遇措置（特に関税の面での）の撤廃を意味している。それらの部門における規制緩和措置の経済的効果は、これらの振興策に含まれていたインセンティブの廃止を意味し、貿易の自由化と輸入資本財への関税の撤廃と相殺されるものだ。

各種規制緩和措置による影響は様々である。例えば、薬品産業（価格統制の廃止と新製品の認可に係る手続きの簡素化）、農産物加工産業（食肉、皮革の貿易の自由化、マテ茶、

---

*44 裁判を通じて何でもかんでも国家に損害賠償を請求する（「対政府訴訟産業」と称される）ことの流行を抑えることが考えられた。手続きの迅速化を図るため、無料の民間調停・裁定手段が認められた。

*45 P. Gerchunoff y C. Lopez Ramos,「Servicios viales」、P. Gerchunoff,「Las priva-tizaciones en la..」, op.cit. を参照。運賃における道路使用料の影響は大きいものと思われる。新輸送法（車両の寿命、車検制度等）は、短期的にキロ／トン・コストを引き上げる可能性がある。

乳製品、砂糖等、地域農産品生産の規制緩和）、伝統的農産品の生産・流通部門では影響が異なる。

生産部門に対する規制緩和は各部門に固有の制度の廃止であるため、その効果は、特定の企業群に影響を及ぼし、影響は多様である。顕著な例を挙げれば、政府へのサプライヤー又は請負業者が持っていた海外の競争相手に対する優遇措置の廃止、地域別産業振興制度を通じてパタゴニア地域に定着した企業への影響（輸出に対する20% の特別払い戻し制度の撤廃）、外資企業への影響（国内資本企業と義務・権利が統一され、市場進出に係る制約が取り除かれた）などである。

従って、規制緩和の性質によって、２種類の効果に大別される：

＊特定部門を対象とする限定的効果として例えば、特定産業部門振興策又は優遇措置の廃止、穀物、皮革や食肉の貿易の自由化等。

＊一般的効果として輸出収入の改善又は間接コストの削減。

特定部門への限定的効果は、各振興策の廃止によって、該当企業が受けていた資本財と原材料の輸入における関税の免除、競合製品の輸入制限の廃止としてまとめられる。また、穀物、食肉、皮革等の貿易の自由化はそれらの生産者・貿易商社の競争力向上と収入の拡大をまねいた。

一方、生産分野に対する一般的効果は次の２種類のインパクトに分類できる：

＊統計税、海運業基金税、その他輸出関連諸税の撤廃による輸出向け実質為替レートの改善。この場合、得られる主要な利益は当該部門の輸出額に比例する。これによる実質為替レートの改善は、部門によって異なるが、3%～5%の間である。

＊アルゼンティン国籍の船舶利用義務の廃止、専門職役務の謝金・手数料等の自由化、特定取り引きにおける印紙税の廃止、税関手続きの簡素化等による間接コストの引き下げ。

第３章：アルゼンティンにおける民営化

３．１．民営化に関する理論

民営化政策を正当化するための議論は、市場における自由競争（少なくとも、J.Baumolのcontestabilityの意味の）が資源の効率的な配分をもたらし、競争的な市場（公共サービスのように）でない場合は、適切な規制や補助金の適用によって効用最大化行動が社会の厚生水準の改善をもたらすとの信念に基づいている。これらの理論的帰結は一連の厳しい仮定の下で成り立つことであって、現実にこれらの仮定が満たされることは少ない。従って、一定の投入量に対して、実際の生産量が生産可能量を大幅に下回った操業をしている民間企業（H.Leibenstein のX-非効率性）や短期的な利潤最大化を行うものの、利潤の再投資を行わず、しだいに市場から脱落していく企業を見いだすことができる。

一般的に、ある組織の効率性は、目標（最大化の対象）と制約条件の設定によって評価が大きく左右される。具体的な事例の下では、それらに係る各経済主体の種類によって目的が異なる場合が多い。公営か民営かという所有や経営形態の間の相対的効率を比較する場合、いずれも可能な又は望ましい目的群の全てにかなっていないこともあり得る。即ち、自然独占の形で操業している大企業（民営又は公営）の各主体（株主、政府、経営管理職、従業員、下請け）の実際の行動を考慮して理論モデルを組み立てれば、民間所有に基礎をおいた「解」の優位性を唱導する伝統的な推測と分析結果が異なることもあり得る。

次のような事例が観察される[*46]：

＊公的部門が所有する企業は、価格弾力性１を下回る需要水準で生産活動を行う傾向がある。（消費者余剰の最大化を目指す）政府関係者の決定が相対的に重要性を持てば、供給される財の価格は低くなる。また、経営管理の専門家や公企業への納入業者の影響力が強ければ供給財の価格は高くなる。このような企業では、生産要素の供給者達（経営管理者、従業員、納入業者）が利益の全てを持ち出そうとする傾向がある[*47]。

＊ところで、民間所有企業の生産は収益が最大化される価格弾力性が１の点で行われるだろう。また、生産要素への報酬の内、一定割合の収益が株式保有者に配分される。

[*46] G. Coloma,「Empresa publica y empresa privada: un analisis teorico de eficiencia comparada」, P. Gerchunoff,「Las privatizaciones en la Argentina:primera etapa」を参照。また、より完全なモデルは、H. Piffano,「Teoria positiva de la empresa publica, autonomia de gestion y control de gerencia」, A. Porto,「Economia de las empresas publicas」,Tesis-ITDT,ブエノスアイレス,1990 にて紹介されている。

[*47] この結論は、公企業の実質的な「オーナー」が労組官僚と下請となった財閥企業であるという、ここ数十年間にわたる経験則と一致する。この現象は「公企業の封建化」とも称され、公企業の幹部は民間のサプライヤー企業のパートナーとして行動していた。従って、不透明な方法を通じて公企業は実質的に民営化されていたことになる。しかし、消費者はその「利害の同盟」に参加していなかった。

＊最後に、経済効率性を優先する「最適」企業の場合は、常に企業の生産可能曲線上で生産が行われ、生産財価格は限界費用と一致する。更に、この生産点での生産財価格はそれぞれの生産要素価格と限界生産性の比率に等しくなる。

＊それぞれの場合の相対的効率性は２つの基準から測ることができる。配分効率（生産要素それぞれの利用効率性と要素間の組み合わせ効率性から成る）と生産効率（関係する主体の総余剰）である。ある形態が常に他の形態より「望ましい」と言えないと言う意味で、異なる所有形態に対するこのようなモデルの結論はあいまいである。このことはアルゼンティンの経験と符合する。(1940 年代と1950年代の）公企業の国有化の時代には、供給財の価格は低く、民間企業の生産効率が上回るということも言えない。

一方、経済成長と所得分配の観点からの民営化の影響が研究されている[*48]。この研究によれば、1989年以降の新しい発展戦略の目的は、公的債務負担の縮小、経常支出と財政赤字の縮小、インフレ率の低下であり、これら全ては投資率の回復をねらうものとされる。この研究結果の内、次の点を指摘しておくべきだろう：

＊公企業の民営化は、全体の投資率が上昇する時のみ当該財の生産の伸び率を上昇させる。少なくとも短期的には、民間の所有者が著しい効率の向上を実現することは難しい。

＊資産の購入資金と投資資金は、通常の収益率に見合った価格を上回る価格設定から得られる収入によって回収されるだろう。したがって、供給財の成長率の上昇は（税金または公共サービス料金を通じた）所得分配の逆進化によってもたらされる。

以上のことから、少なくとも理論的には、次のことが予想できる。二つの軸（料金の上昇を通じた投資資金調達と人員削減を通じた効率向上）に基礎を置いた公共サービスの改革戦略には、必ずしも経営や独占利潤の民営化を必要としない。なぜなら、そのコストは政府や消費者がかぶるのであり、したがって、ここには民間経営者に特有のリスク負担は発生しないからである。この種の民営化の最初の帰結は、不必要な経済力の集中現象（第５章を参照）であり、改革に対する信認を失い社会的支持を失うことにつながる。

しかしながら、新しい経済主体が指導力を発揮して本来備えるべき経営風土や行動様式へ導き、サービスの生産性や質を向上させることができる限り、民営化の議論は有効性を保つだろう。

[*48] A. Canavese y G. Rozenwurcell,「Privatizaciones, crecimiento y distribucion del ingreso」, ibidem 46)を参照。

3．2．民営化プロセスの代表的な問題点[*49]

前節で見たように、民営化政策は、1)生産資源の総合的割当の改善、2)供給する財又はサービスの質や価格の改善を伴う企業の内部効率の向上、を２つの第一義的目標に定めている。しかし、競争市場原理が機能しない場合が多く、それらの目標達成のためには、規制制度の設計が不可欠である。「市場の失敗」の例は、表1.1.に示したとおりである。

また、国の直接介入の失敗（表3.1.）に関する詳細な分析に入る前に、非競争市場で操業する民間主体の活動を規制する法的・行政的枠組みに伴うリスクについて触れておく。これらの規制に関する問題点は、いくつかにグループ分けできる：

＊規制枠組みに関与する主体間の相互作用の性格

この点は、「ﾌﾟﾘﾝｼﾊﾟﾙｰｴｰｼﾞｪﾝﾄ 理論」として経済理論で分析されている。代表的な問題点は、生産性の測定、重要な情報と優先課題を伝達する最適な機構、特に、２種類の主体間における余剰の配分に関連する。3.1.で説明したとおり、複数の利害と提携（所有者と投資家、経営者と従業員、下請け等）が共存する場合、不変で最適な特定の所有形態が存在しない。各主体の目的と相対的な力関係によって、常にﾄﾚｰﾄﾞｵﾌ（二律背反）が出現する[*50]。

一般的に、民間企業の株主は株主の目的にかなうように経営者の行動を強制する一連の手段（企業の売却又は閉鎖などの最終手段を含む）を持っている[*51]。ﾌﾟﾙﾝｼﾊﾟﾙが株主でなく、社会の厚生に関連した目的を追求する政府官僚である場合は、問題が更に複雑になる。しかし、社会の厚生のためという目的はしばしば怪しくなる。というのも、この官僚は、自分を任命した選挙で選ばれた政府当局者の影響下にあり、結局は投票者、さらにいえば、一定の利益集団の影響を受けるからである[*52]。

---

*49 この部分は、次の文献を参考にして取纏めている：A.Hentzau, Valmy y Patroni（ペンネーム）,"Funciones de los entes reguladores y politicas de regulacion de empresas privatizadas",Consejo Profesional de Ciencias Economicas の1992年 M. Belgrano賞に提出された論文、P. Gerchunoff y A. Visintini (op.cit.46))、P.Gerchunoff y A. Guadagni,"Las regulaciones en Argentina: elementos para un Programa de Reformulacion economica del estado",Quinta Convencion de Bancos Privados Nacionales,1987に提出されたペーパー。

*50 力関係の相違の具体的な例として、特定の事業でoverinvoicing を行い、創出された余剰分を下請に誘導した民間電話会社が挙げられる（この場合は、大株主群と一般株主群との間の力関係）。

*51 民営化の場合、この代替案は再国営化に該当する。

*52 具体的な例がYPF のケースである。同一人物が、企業の再編、国際市場における株式の部分的売却をコントロールし、また、再建後、総裁のポストを獲得している。適切な規制枠組がなく、燃料の価格設定における独占的な権力を保持し、規模でラ米企業の中で最も大きい企業の１つであるにもかかわらず、その代表者は、社会、国家、民間株主に対する責任を取っていない。民営化以前においても、関係する各主体の力の均衡によって、高い独立性又は経営戦略が不在の状態で活動していた企業が見られた。

＊規制者の獲得(cooptation)

規制制度の重要な論点の１つは、規制主体と民営化企業との間の関係にある。両者間の密接な相互作用により、規制主体が企業の要求に迎合する傾向が見られる。在任期間、給与水準、規制対象分野での将来の地位の展望など、規制者の独立性を脅かす要因は多く、規制制度自体の有効性に大きく影響する[*53]。

また、規制機関の上級職員は、任命した政府要人の圧力を受けやすい立場にある。この意味では、アルゼンティンで実施されたいくつかの民営化は、できるかぎり速く終了することが政府の政策的目標とされたため、規制機関の権限が弱められた。

＊情報の非対称性

これは、規制機関が民営化企業から事業のモニタンリングに必要な情報を得るための適切なインセンティブ・システムの設計と関係する。大きな障害は、規制機関が対象企業のコスト関数を知らないことと、企業がモニタリングを避けるための手段をいくつも持っていることにある[*54]。

独占状態にあって、社会的に最適な供給量を保証するために補助金を必要とする場合が多く見られ、効果的に規制を行うには、実際のコスト構造に関する情報が不可欠となる[*55]。また、一般的に、規制機関は新技術の導入やコスト最小化努力の効果について、非対称的な情報を得ている[*56]。

もう１つの情報の非対称性は、新しい規制枠組みの欠陥や規制緩和政策が引き起こす各種の利害の対立に反映されている。政府の規制制度の外縁部に発生することが多く、国内の主要経済集団が暗黙のうちに獲得した「新しい競争機会」と関係する。例えば、規制緩和により、U.I.A.（工業同盟）が国の輸入データの処理を受け持つこととなり、これが民間企業に委託されたため情報の転売市場が発生し、統計情報の秘密に関する第17622 法に抵触している[*57]。この種の情報の非対称性は、自動車産業の求償輸入制度及び現行特別制度のモニタリングを難しくしており、国の管理能力の不

---

*53 この種の行動が制度化されている国（例えば、日本の「天下り」）もあるが、ア国の場合、規制機関の信用に悪影響を及ぼす可能性がある、従って、任期は短く、再任は１回に限られている（電気通信［大統領令第1185/90］、ガス［法律第24076号］の場合は５年間、ＯＳＮ［大統領令第999/92］の場合は６年間）。

*54 このケースにおいても、上記の注50)が当てはまる。この方法で、民営化企業の実際の収益率を歪ませている。

*55 いくつかの分野（エネルギー、港湾等）の民営化プロセスには、実施上の混乱と重要な情報の紛失が見られた。他方、設立された規制機関は、契約条件の履行のモニタリングや投資計画を行なうことよりも、各種利害対立の調停作業に重点が置かれていると言えよう。

*56 例えば、電力部門の規制枠組（法律第24065 号の第49条）においては、技術革新を通じた料金の引き下げが考慮されている。一方、電気通信部門においては、大統領令第62及び677/90号は、電気通信委員会へのデータ提供を民間受託企業に義務付けているが、必ずしもこの要件は守られていない。各規制機関への情報提供が明確に義務付けられている場合でも、規制機関側はその義務不履行を監査して処罰する権限がないように見受けられる。

*57 さらに、提供される情報の信頼度の低さが加わる。

足は自動車部品産業と最終消費者の利益を損ねている。もう一つの顕著な例は、ゴミ収集に当たる民間企業がブエノスアイレス市の土地台帳を保有しているという事実にあり、原版が市役所から紛失または焼失したとき、スキャンダル騒ぎにまで発展した。

この種の問題の実態把握と解決策は、各規制制度にとって中期的な主要課題となるであろう。

＊投資の規制

規制機関の基本的責務は、取り決められた供給料金と質のモニタリングが中心であるが、自然独占分野の場合、監視を要する大きな資本投資（電気通信、ガス、水道等）が企業に義務付けらている場合が多い。事実、道路や上下水道のコンセッションでは、投資が受託業者の契約上の義務となっている。これらの投資は、埋没コストであり、新たな供給者に対する参入障壁となり、将来の需要への対応と適正な技術の更新の確保を政府は図らなければならない[*58]。

一定の収益率の保証（平均料金の設定による）を前提にして民営化が行われると、企業は利益を拡大するため、生産効率を重視せずに過剰投資を行う傾向がある。この場合はコスト構造の定期的な見直しによって、多様な目的に応じた料金の適正化が図れるが、規制者の「獲得」や料金設定の透明性の欠如などの問題が発生しうる。規制機関が適切な情報にアクセスできるかどうかにかかっている。

規制枠組と規制機関が最大限の信頼性を保持することが望ましい。また、料金の再交渉における規制機関の自由裁量の度合は、この信頼性に（少なくとも、企業の観点からは）影響するものである。アルゼンティンの場合、次の２つの要因が同時に出現した：1)「法制度の不安定」な環境が投資を消極的にしていること、2)規制機関が十分な運営予算と人員を抱えていないため、取締まり能力がない機関となっている[*59]こと。

---

*58 例えば、効率の悪い火力発電所の水準に料金を維持し、民間企業の投資資金の回収を短期間で可能とする一方、2000年以降の需要の拡大に対応するために必要な投資の実施を保証しないため、電力料金を設定するために採用されたマージナル・コスト方式は長期的に維持可能か疑問が残る。

*59 この明らかな例が、住宅電力網の不法ユーザー（盗電者）の問題であった。世論への配慮と規制機関の機能不全状態が大統領と州知事の関与、連邦裁判所への提訴等を引き起こした。

＊価格設定

民営化された会社が複数の財・サービスを供給する場合、価格設定に関する規制をめぐって問題が発生することがある。市内通信、都市間通信、国際通信、更に、時間帯や形態別（電話、データ通信等）に分けられる電気通信がその１例である。このような場合、各種サービスの加重バスケットから得られた平均コストに基づいてそれぞれのサービス価格を決める[*60]。

しかしながら、強い相互依存関係を持つネットワークが存在する鉄道や地下鉄の場合は、線区別のコスト算出のために、サービスをいくつかの部分に分割して料金の識別を図ることは望ましくない。また、電力等の場合は、要求される容量や最高出力時のコストを通じて料金の合理的な識別が可能である。

将来の料金まで設定する場合、規制機関が直接監視できない変数が多数あるため問題はより複雑となる。この場合、差別的扱いや内部補助を避けることが困難となる。確かに、これらの問題は、民営化以前の公企業時代にも存在していたが、この場合、各ユーザー間の補助金の設定には、社会的目的が考慮されていた。

＊競争の促進

民営化政策を正当化するため、市場における競争の促進とこれによる経済の総合的な効率化の達成がよく挙げられるが[*61]、公共サービスの場合、企業間の競争は資源の過剰割り当てを引き起こす。従って、独占形態の維持を法的に保証する必要性が生じる。サービス供給のネットワークが存在する場合、並行したネットワークの設置を通じた直接競争を導入することが最善ではないが、（電話線を使用するサービスを電話線の管理者が独占してはいけないなど）派生する別の市場を作ったり、より競争的な条件（より短いコンセッション期間）を導入することができる。

競売や競争入札による公共サービスのコンセッションは、政府支出の削減に寄与する。入札方式は競争を呼び起こし、サービス内容が単純な場合は尚更である[*62]。コンセッション方式は、「マーケットの獲得」に向けた競争を引き起こす「マーケット

---

*60 ピーク時には効率の悪い（マージナル・コストが高い）発電所も運転される。従って、消費を「谷」の時間帯に移動させることが政策目標となるべきである。

*61 民営化に係る自由主義的説明との整合性を保たせるためには、プロセスの透明性と経済的な最適性を保証する唯一の手段として、競争入札の原理を企業の民営化のみならず、民営化を担当する高官の選考にも採用すべきである。

*62 この場合、数年前における周辺事業の民営化（学校食堂、公園や道路の清掃等）で経験したように、多数の応札者の参加が見込まれる。しかし、入札方式自体が競争を保証するものではない。

内での競争」は行われない。また、供給者が少ない場合、「共謀」の確率が増大する（アルゼンティンの電話部門、特に携帯電話の市場で見られる）。また、従来から操業している企業は、コンセッション契約の更新あるいは再交渉において優位性を持つこととなる。コンセッションは、契約の更新に対する不安から過小投資を引き起こす「末期の問題」と称される問題を抱えるものである。起こり得る可能性が高い状況だけについて法的枠組を作成することでさえ、技術的には極めて複雑な作業であり、特に政府が短期間に民営化を実施しようとする場合、アルゼンティン航空の民営化で発生したように、結果的に特定企業を優遇することになる多数の「誤りや脱落事項」が避けられない[*63]。

「比較競争」と称する競争機構は、２つの民営化企業が同一市場の異なる地域で活動する場合にあり得るものである。この方式は、Telecom社とTelefonica社又はAguas Argentinas社（他の企業又は州営機関が隣接地域を受持っている）等の場合に当てはまる。

開発が相対的に遅れている国における競争の促進は、市場の規模によって制約される。先進国では強力な競争があり得る分野でも、市場が小さいため独占となる場合が多い。先進国で起こる全く逆の例は、米国の電気通信部門（規制緩和と複数の市場で競争しているATT の分割企業間競争）である。

＊最適な規制が存在しないこと

一般的に、規制制度は、解釈の相違や頻繁な見直しが生じないように、単純で透明なルールを導入すべきである。然しながら、規制制度に関係する要素の複雑性と多様性が単純な制度を最適解としない。従って、収益率をベースにした規制は過剰資本を引き起こし、また、RPI-X 式[*64]の場合は、サービスの質の低下、過小投資、非競争的行為等を引き起こした。一般的に、規制機関は監視する変数を徐々に増加していく傾向にある。

アルゼンティンの場合、規制機関が民営化事業の監視内容を拡大していく傾向は、利害の対立によって遅れたり、政府による民間部門への譲歩を拡大させる可能性がある。この最大の要因は、規制機関や規制枠組の設計が遅れたこととその不十分さにあ

---

*63 これらの最近の例として、ブエノスアイレス市とゴミ収集業者Manliba 間の対立が挙げられる。この場合、Manlibaが投資約束（トラックの更新）を実行しなかったにもかかわらず、ゴミ収集中止と引き換えに政治的な交渉を行ない、有利な結果を得た。

*64 英国の民営化では、小売物価指数(RPI) と定期的に再交渉する係数による計算式が採用された。

る*65。一方、民営化に参加している経済グループの大半は、当該分野での経験がなく、とりあえず民営化に参加し、その後、株を転売する目的で民営化事業に参加している場合が多い。従って、あらゆる摩擦に対して「法制度の不安定」や「既得権の侵害」を訴える結果となっている。

＊経済力の集中

先進国で最近実施された民営化は、少数の経済主体への支配力の集中を避けるようにしている。そのため、株式資本を一般市民や民営化サービスのユーザーへ部分的に配分する各種機構が試行されている（株式の無料配布、優先オファー、公開市場での売買）。また、合理的な期間（約5年間）中は、一般市民に広く分散された株式の転売を避けるための条項も含まれている。株式保有率を増大するための大口株主による操作を抑制し、株価の安定化が追求された。

国家改革法において、いくつかの参加所有制度の代替案が提示されていたが、アルゼンティンの民営化においては、期待された程の民営化企業の所有の社会化が確認されなかった。事実、参加所有制度は、周辺的、かつ政治的に適用された。この種の歪みの例は、旧SOMISAがTECHINT グループ(SIDERCAを除く）の製鉄企業と合併し、旧SOMISA従業員の参加が消滅したことである。

他方、いくつかの民営化においては、落札後の資本の所有権の移転や合併等に関する制限が導入されておらず、法律に含まれている独占的行為に対する制限が無視されているケース（石油、発電、電話、製鉄分野）が見られる*66。

アルゼンティンにおける民営化のもう1つの特徴は、応札するために要求された参加企業の最低資本金が高く設定されたことである。このため、大規模経済グループ以外の国内資本の参加が妨害された。

最後に、株式保有の監視に関する低い関心は経済集中を促進するとともに、市場の透明性を損ねている。この結果、金融的利益を追求し、一時的な多様化を図った企業による「ご都合主義的」な取り引きを引き起こしている*67。これらの場合、投資計画、サービスの質やユーザーの保護等は、二次的なものとなっている。

---

*65 例えば、電気通信委員会の電話サービスの規定とサービスが提供されなかった期間中の料金の徴収を禁止する第24120 法は、民営化の2年後に制定されている。

*66 民営化後における保有株式の売却の例として次のものが挙げられる：SOCIEDAD COMERCIAL DEL PLATA は、TELEFONICAの株式をTELEFONICA DE ESPANAに売却し、18百万ドルの利益を得た。GAROVAGLIO Y ZORRAQUINとBEMBERG グループは、GAS DEL LITORALの株式を他のパートナーに売却した。VALFINSAは、競馬場の株式をPOLLEDO に売却した。PEREZ COMPANCは、EDESUR の株式をENTERGY に売却した。BUNGE Y BORNは、GAS PAMPEANOとGAS DEL SUR の株式をLOMA NEGRAに売却した。この中のいくつかの例においては、当初の落札業者の財務的困難に起因するものもある。

*67 例えば、CENTRAL TERMICA DOCK SUDの落札企業(POLLEDO) は、1年後に株式資本の40% をBRITSH GAS（民営化時の資格審査を通過しなかった）に売却することによって初期投資の90% を回収している。

3．3．過去の民営化の実績

伝統的な経済分析は、企業の効率性規準から、公共サービスに携わる大企業が民間所有であることに好意的な議論を行う場合が多く見られるが、アルゼンティンの最近の民営化過程は、問題の深さと広さを再確認するもので、ミクロ経済的な効率性規準から行われたものではない。（表3.1.を参照）

表3.1.：アルゼンティンにおける「国家の介入の失敗」

失敗の原因	概　　要	提案又は実施された措置
社会的目的が不明確又は多様な場合	所得配分 経済安定 内部補助	公企業の民営化
情報、管理、インセンティブ	集中化・官僚主義化 民間利益への追跡 非効率性・不合理性	公企業の民営化 規制緩和
財政危機 1950～86年、資金源の縮小 （対GDP 比）	社会保障：4% → -1.5% 土地ﾚﾝﾄ：3% → 0.5% 直接税：3% → 0.5% ｲﾝﾌﾚ税：5% → 1.5%	税制の合理化*68 ペソの兌換性 社会保障制度の改革 債務の長期化
資本の不足	低い貯蓄性向と貯蓄の国際化傾向 投資のｸﾗｳﾃﾞｨﾝｸﾞ・ｱｳﾄ	銀行資金の低利化 年金基金の流動化*69 外資からの資金調達*70
外貨の不足	内外債務のサービス(GDPの5%)	ﾌﾞﾚｲﾃﾞｨｰ・ﾌﾟﾗﾝの適用および債務の再編

*68 逆進性が強いものの、課税を消費に集中して脱税の防止を図っている。
*69 中央銀行の組織法の改革（しかし、銀行の仲介コストは国際水準の倍である）、年金基金管理事務所に係る法制化が行われた。
*70 貿易収支の不均衡は、短期的な外国資本の流入によって補われている。

先ず、複数の社会的目的に根ざしており、中には矛盾するものもあるが、一連の利害対立と非効率を引き起こした[*71]。また、広範で複雑な機構を効果的に監視する政府能力の欠如という従来からの問題も表われている。しかしながら、アルゼンティンの特殊性は、対外債務の政府による肩代わりの後、巨大な財政赤字を維持できなかったこと、債務の返済にあてるための外貨の不足、不十分な公共投資[*72]、欠陥の多い行政、料金の政治的利用にあった。これらの要因は、ハイパーインフレの厳しい狂気じみた経験へとつながり、メネム政権初期に見られたエリート層による「信認」の欠如となって表れた。これらの事情によって更に悪化した「国家の介入の失敗」が、アルゼンティンの特殊性である。

しかし、国家体制の危機は突然発生したものではない。アルゼンティンでは数十年間にわたり、経済開発における計画者としての国の役割を重視する政府主導型の立場から、政府の役割に疑問を提示する超自由主義的立場まで数多くの立場が存在し、活発な議論が展開されてきた。大まかに言えば、民主的に選出されたポピュリスト政権(Yrigoyen、Peron、Frondizi) は前者を主張し、また、後者は軍事政権期を中心とする後退的調整期を特徴付けるものであった。このような背景の下で、1989年のかなり前から、小規模な民営化や市場の部分的な規制緩和が試行されている[*73]。

以下の事例が代表的なものである：

＊1967年11月、民間企業、公私混合会社または公的機関に対し、料金または使用料の徴収を通じた公共インフラ運営の民間へのコンセッションを認める第17520 法が発布された。同法は、第21691/71法と第23696/89法（国家改革法）によって改正された。1993年の大統領令第1994号は、ブエノスアイレス市に通ずる幹線道路のコンセッションに係る事業内容、監督項目、消費者や国有資産の保護などを規定し、第17520法の施行規則となるものである。

＊アルゼンティンの民営化の歴史においてもう一つの重要な時期は、Martinez de Hoz 経済大臣(1976年～1980年) の時代である。シカゴ大学のマネタリズムに同調するスタッフを抱えていた同大臣は、インフレの抑制や静的比較優位に従った生産特化促進のためにマネタリスト的処方箋の適用を試みた。

その一環として、1980年３月、国有の企業、事業所、農場等の民営化を許可する第22177 法が発布されている。また、1978年より開始された小規模事業の民営化は、同

---

*71 その１つの例は、公共料金政策をインフレ抑制に使用する一方で、保守や投資を中断して経常支出の節約が試みられた。これらは、消費者に良質なサービスを提供する意志や資金の配分効率に反するものであった。

*72 70 年代末までは、特定部門（例えば、石油化学コンビナート）で過剰な公共投資や非合理な資金割り当てが行なわれてきたが、80年代に入って、公共投資予算は、既存のインフラの維持管理経費もカバーできなかった。

*73 現に、従来から民営化を支持してきた政党はUCEDE であった。また、現政権の中堅官僚の中には、同政党出身のものが多い。

法律に先立つものであった。

この政策は、マルビナス戦争の敗戦と当時の中央銀行総裁（カバロ）が推進した民間債務の中央銀行による肩代わりを軸とした調整政策で終っている。これは、最終的な対外債務の政府による肩代わりへのステップとなり、激しいインフレによって、民間債務の大幅な縮小を可能とした。そして、当時の自由主義政権は、所得分配に逆進的な効果を伴った*74広範な国有化を実施した 。

＊その後、80年代半ば以降の急進党政権は、軍事政権が採用した自由主義的・マネタリスト的政策の失敗にもかかわらず、これら政策の一部を選択的に再評価し始めた。財政危機の重大さ、対外債務の過大な負担、国際金融機関*75と債権銀行の圧力と公共サービスの質の悪化に関する世論の変化が重なり、公共サービスの供給者としての政府の役割や外部の競争から閉鎖された国内市場*76が抱える問題に関する議論が可能となった。

そして、関税構造の見直しと関税率の引き下げ（Canitrot計画と称された）が実施され、減税と免税を軸とした産業振興制度の高い財政負担に制限が加えられ、独占市場の開放に向けた措置が取られ始めた。これらは大規模な民営化の実現に至るはずのものであったが、カバロ氏（当時はコルドバ州選出のペロン党下院議員）を中心とした国会と労組*77の強い反対を急進党政権は受けた。他方、公企業の合理化や売却の試みは、一貫性の欠如、積極性の不足、矛盾した内容の存在等の問題を抱えていた*78。

急速・広範な民営化と規制緩和を求める団体（銀行協会：Adeba、農牧協会、ラテンアメリカ経済研究財団：FIEL、U.C.D.党）の圧力に対し、「政府は経済の規制緩和を無秩序な政府の撤退や所得の集中化プロセスに置き代える準備はない」と主張していた*79。

1987年11月、公企業が供給する公共サービスの非独占化に関する大統領令第1842/87

---

*74 特に、不正な手段を用いて破産した金融機関の清算を通じて進展した。それら負債の大部分は、経済の広範な開放による工業化の後退と金融投機に起因するものであった。中央銀行の組織法の改革は、これらの政策的誤りを繰り返さないことも目指している。

*75 IMF、世界銀行とも、財政不均衡と公企業の役割の間に密接な関係があることを認め、国家機構の改革や公企業の民営化を提言していた。世界銀行,"Techiniques of privatization of state-owned enterprises",Techinical Paper No.9, Washington,1988、O.Bouin,"Privatization in developing countries : reflection on a panacea", OECD, Development Center, Policy Brief No.3, Paris, 1992、A.M. Del Campo y D.R.Winfler,"Reforma de las empresa publicas latinoamericanas", Revista de la Cepal No.46, Santiago de Chile,1992, P.Gerchunoff y G.Coloma,"Privatizacion y reforma regulatoria en la Argentina" 等を参照。

*76 A.Harberger,"Crecimiento del sector publico en la actualidad", Quinta Convencion Adeba, 1987 、アルゼンティン政府, "Politica para el cambio estructural en el sector publico", 1989, R. Carioli,"La desarticulacion del pacto fiscal: una interpretacion sobre la evolucion del sector publico argentino en las ultimas dos decadas",CEPALブエノスアイレス事務所, Documento de Trabajo 36, 1990を参照。

*77 労組（ペロン党系が支配的であった）の姿勢は、「公共サービスの供給は、回避できない政府の責任である」という当時のLuz y Fuerza労組の書記長の声明に反映されている（87.8.31日付Clarin紙）。一方、現経済大臣は、「政府の援助に頼ることは、実現不可能な夢を信じることであり、時間を無駄にするだけである」と断言していた（87.9.22日付Clarin紙）。

*78 経済省、公企業管理局、公共事業省等、多くの政府機関が次々と民営化を担当した。Edcadassa の部分的民営化、Australの売却、AtanorとRio Tercero 石油化学会社の株式売却、Siamのシームレス・チューブ工場の売却等、民営化に係る成功事例はあるが、より大規模な民営化計画（穀物サイロ、Entel、Aerolineas、SOMISA 等）では失敗している。

*79 全国民間銀行協会の第5回会議におけるSourrouille 経済大臣の開会演説(87.8.25日付Clarin紙)。その当時、急進党の民営化に

号が発布された。同大統領令は、大部分が公共事業省管轄下にある公企業の大半の機能を回復し、財政悪化を克服するための法的枠組を提供しようとするものであった。効率の問題やより良いサービスに対する潜在的需要が考慮されていた[*80]。同政令は、「公企業に事実上または法律上与えられている独占または準独占権がこのような状況に貢献しており」、また、「部分または全面的に民間部門の管理下に置くことができる」と判断している。これらの独占形態は、既に「憲法上の正当性」を失っており、「民間部門の自由参加」を通じ、独占の開放を制度化するとしている[*81]。

新制度は、公共事業省の管轄下の分野においてサービスを供給する民間企業に対する補助金を禁止（鉄道の一部や水道等の民営化の実現が不可能となる）していたが、規制機関が定める衛生と安全規準の遵守が義務つけられるものの、料金・価格の設定を自由化したものだった。

この制度は、包括的な枠組みの整備を目的として制定されたが、巨大な官僚機構を維持するとともに、公共サービスの種類別の代替案を提示しないため、柔軟性に欠けていた[*82]。

＊この計画は、計画の持つ弱点が指摘され、民営化の急速性と徹底性の必要性が叫ばれて強く批判された[*83]。規制緩和の拡大、地方分散化（サービス市場内での競争が不可能な場合、市場獲得に向けた競争を促進する）、公企業の社会所有の達成や政府の監督機能の強化等が当時の指摘であった。

＊現政権は就任当初、緩やかな調整計画(B & B計画と称された）を試みた。その後、ハイパーインフレの再発により、経済緊急法（各種補助金や振興策の中止と緊急大統領令の制度化を図った）と国家改革法（この後に分析する広範な民営化計画を許可する）が制定された。これらの実現に向けて有利に作用したのは次のような状況があった：

<u>前政権の教訓[*84]</u>

＊ペロン党政権であることが、改革に対する労組の抵抗を麻痺させる[*85]ことに貢献した

---

*80 その例が、Megatel 計画の初期の成功である。これは、自由競争価格よりも高い価格を払ってでも電話回線を希望するユーザーの存在を実証した。

*81 同制度には、石油の開発、精製、流通が含まれてておらず、その後、周辺的な民間の参加を導入するため、「ヒューストン計画」が発足した。

*82 国家の近代化に向けた世界銀行の借款があったが、これのいくつかの部分は、実施面で問題に直面した（例えば、税務署の情報化に向けたローン）。

*83 J.Llach,"La nueva economia institucional y la desestatizacion de las empresas publicas: la experiencia argentina en los sectores de telefonia, aeronavegacion y energia electrica" を参照。

*84 現に、急進党政権が民営化を試みた2企業から開始した。両社とも、一般市民の消費バスケットへの影響が少なく、需要の価格弾力性が小さいサービスを供給する企業である。

*85 これらの抵抗に対して、「賄賂」で解決されたケースが公表されている。

＊危機の深刻さに関する認識の拡大が、初めての大規模な改革の実施を可能とした[*86]

＊政府は、経済的支配力がどこにあるか正確に把握し、即座に、これらとの交渉を開始した。しかしながら、歴史的に企業エリートのペロン党に対する信用が低かったので、政府は、「信用獲得」を急ぐあまり民営化の価格と最終条件の面で国の負担を大きくした[*87]。

政府の発表による民営化政策の目標は以下のとおりであった[*88]：

＊公企業への資金移転の中止と民営化企業の納税による財政不均衡の軽減

＊技術水準の向上、新しい経営技術の導入、非効率性の克服のために資本投入を促進する

＊資本市場の強化への貢献

＊基礎的サービスのコスト低減

＊内外債務の資本化を通じた債務の削減

広範な目標であるが、他国の民営化で優先された幾つかの目標が挙げられていない。その代表的な例が、民営化企業の所有の分散（英国では、９百万人の新株主を生んだ）、競争、サービスの質、プラスとなる外部経済の発生等を保証する規制枠組みの策定である。

民営化計画初期段階では、さまざまな問題に直面し（公式に認めている性急さを含め）、当初のスケジュールには大きな遅れや設定条件の大幅な変更が多く見られた。しかし、それらの問題にもかかわらず、アルゼンティンの事例は、特に1991年初頭より実施された兌換計画を背景に、スピードの速さと範囲の広さが特徴である。民営化の短期的な効果は以下のとおりである：

＊財政の改善（公営企業の赤字の消滅、資産の売却による収入、対外債務の削減による債務支出負担の軽減、所得税を中心とした税収入の潜在的増大等による）

＊固定為替レートの下支え（公企業の売却に併う必要な外貨の流入）

＊粗投資水準の部分的回復（民営化事業のリハビリ・再整備義務、コンセッションまた

[*86] 民営化対象資産の規模の面では他の国の民営化よりも小さいが、範囲の広さ、スピードの速さの面では、ア国の経験は特異である。また、社会的・政治的背景も特異であり、他国の参考にはなりにくいものである。

[*87] P. Gerchunoff, "Las privatizaciones en la Argentina: primera etapa", I.T.D.T., ブエノスアイレス, 1992 を参照。

[*88] 経済公共事業省,「Informe economico」, Anol, No.2, ブエノスアイレス, 1992を参照。

は売却契約の条件）

＊対外債務残高の削減と、その結果として生じる国際金融機関や債権銀行との交渉への影響

3．4．民営化計画の概要（第23696 法）

第１章では、経済における公企業の役割と政府の経済に対する直接的関与の変容を論じた。政府の役割についての数々の議論の結果、急進党政権は（1987年頃からの）競争導入と民営化に関する最初の試みを実施したが、企業的活動からの政府の最終的な撤退は、1989年末にメネム政権が講じた施策によって徹底されるに至った。

大統領令第1105/89 号[*89]によって施行規則が定められた第23696 法は、原則どおりではないにせよ、結果的には民営化計画のための有効な枠組を設定している。同法は10編より構成され、その概要は以下のとおりである：

＊第一編「財政緊急事態について」（第１～７条）：

公共サービスの提供、中央行政機関、その他政府機関、公企業等の財政に係る緊急事態を宣言する。緊急事態の期間は、１年間（１年間の延長可能）とする。公企業と公的機関（大学を除く）に対する中央行政府の介入を許可する。干渉吏は、行政府の指示を遵守し、当該機関又は公企業の暫定的な組織再編を行ない、それらの管理職員の解雇を実施できる。関係省庁の大臣又は長官が干渉吏の任務を果たすことができる。外部監査機構（国家会計監査院:Tribunal de Cuentas de la Nacion[*90]と公企業監査院:Sindicatura General de Empresas Publicas）を維持する。同法の対象となっている機関、公企業の法的位置付けの変更、企業の新設、合併、分割、閉鎖、再組織化を行なう権限を行政府に与える。

施行規則による変更又は明確化：

緊急事態の期間中、経済省が価格、料金及び賃金を直接提案する。政府による介入は、各機関・企業の取締役会や理事会に代わるものである。人員整理の際、最高年金を得る権利を有するもの、臨時雇いのもの及び副業禁止規則に違反しているものは、退職金支払いの対象外とする[*91]。退職金を受けて退職したものは、その後５年間、どんな契約形態であっても、当該機関、企業に再就職できない。

---

*89 この法律に対して、20以上の大統領令や決議による修正、補足、明確化が行なわれた。これは、民営化作業の複雑さと性急さ及び経験不足に起因している。

*90 1994年度の予算書に含まれているが、同機関は解散している。第４章を参照。

*91 これらの措置は、人員整理のコスト削減を目指すものである。

＊第二編「民営化について」（第８～２０条）：

事業所、企業、農場等を民営化する場合、本法が定める手続きに則り、民営化対象であることを事前に宣言しなくてはならない（行政府が提案し、国会の承認が必要）。民営化は、本法で定められている何れかの形態を取り（第15条を参照）、企業、事業所等の部分的または全面的な民営化となる。このために政府は、法律が規定している場合であっても、特権、独占権、差別的禁止等の解除を命じることができる（第10条）。政府が優先と判断する分野について、政府は、民営化の条件書において必要な政策を提示する権利を留保する。民営化のモニタリングを行なうため、国会にて二院合同委員会を設置する[*92]。

認められた民営化の方法は次のものを含む：

所有権または運営権の譲渡；会社の設立；分割または合併；既存の規制機関の解散；契約の変更または破棄；係争中の資産の売却（買手が国家に取って代わる）；公共サービスの供給に係る許認可（許可された期間中、効率的な供給を保証し、当該法制度を遵守する場合に限り[*93]）。これらにおいて、実際に行なわれる投資と収益との間の適切な関係が確認されなくてはならない[*94]。また、民営化企業に対し、地域別または業種別振興策のものを上回らない範囲内での減税措置または公的金融機関からの債務の減額・長期化等の優遇措置の適用、国家に対する債権者による債務の資本化、国家による民営化企業の債務の吸収等を認めている（第15条 第113項）。公企業の買収における優先権を、民間株主[*95]（公私混合企業の場合）、共同所有制度[*96]または共同組合によって組織化された従業員、前者と同じように組織化されたサービスのユーザー、公企業が加工している原料の生産者、民営化企業の目的に関連した新しい販売契約を獲得し、それらによる収益を資本化する個人または法人に与える[*97]（第16条）。

民営化の形態としては、資産の一括又は分割（例えば、Y.P.F.の精油場）売却、政府保有株式の売却（石油化学コンビナート、発電所、再編後のY.P.F.、電話通信等）、一定期間後における買収オプション付き（価格の事前設定による）又は無しの賃貸、コンセッション、ライセンス又は許可（例えば、道路、鉄道等）を挙げている（第17条）。

第18条は、選考方式として、基準価格付き（ほぼ全ての民営化がこの方式を採用

---

*92 いろいろな理由により、同委員会の役割はあまり重要なものとならなかった。
*93 コンセッションに国防又は国内安全の問題が関連する場合、国内資本を優先する。
*94 本法律では落札業者の義務と約束に関わる基本事項に触れるのみで、詳細はそれぞれの規制枠組の中で規定されている。
*95 バイヴ ランカ 石油化学コンビナートの民間パートナーの例である。
*96 参加所有スキームは、現在、世界銀行の主流となっている。C. Vuylsteke,"Techniques of privatization of state-owned enterprises", 世界銀行. Vol.1, ワシントン, 1988 を参照。
*97 これらは、「封建化」された公企業の各主体（下請、職員－労組、ユーザー）と密接に関係する垂直統合を形成する可能性がある。

している）又は無し（ELMAの例）の公開入札[*98]、最低入札価格付き又は無しの公開競売（国有又は公企業の不動産や資産の売却に採用）、国内の株式取引所における株式の上場（例えば、電話会社の政府保有分の株式）、直接契約（これは、従業員の株式所有計画に限る）を認めている。最良のオファーに対して、価格のみならず、パーセンテージの点数方式を用い、公益に係る他の要素も含めて評価する[*99]（第18条）。

事前に行なう入札価格基準の設定は、国内の公的機関、国際機関又は国内外の民間機関（ただし、応札者の選考に参加できない）が行なう[*100]（第19条）。

入札手続きに関する監査は会計監査院(Tribunal de Cuentas) と公企業監査局(SIGEP)が行ない、資料受取後10日以内に二院合同委員会に監査結果や提言を提示しなくてはならない[*101]。

施行規則（大統領令）による変更又は明確化事項：

落札事業に対し、特権または補助金を維持する場合は、経済省の関与が必要である。また、従業員の持株制度を適用する場合は労働省の関与が必要である。コンセッション契約は、本法令の第57、58条によって修正を受けた第17520 法に従うものとする。民営化からの現金収入は内債の利息支払にあて、その残りは一般会計に納付する。公共サービスの許可やコンセッションは、その範囲、競争の有無、期間と延長可能性、対象地域、権利金の支払い、サービスの内容と質を維持した供給義務、設備の更新、料金制度、処罰制度、企業が監督機関に提出すべき技術・経済・財務情報を明示すべきである。例外的に税的優遇を与える場合は、財政負担を見積もって、国家予算に計上する。オファーが同額の場合、従業員の共同所有を優先する。入札条件は最大限の透明性と公知を図るとともに、早期完了に努めることとする[*102]。できるだけ多くの企業による入札参加を奨励するが、入札条件に応札企業が満たすべき一般要件や各ケースにおける除外条件（十分な根拠がある場合）を設定する。入札公募が広く宣伝されるようにする。応札企業の経済力、技術力とも、主要判定基準となる[*103]。

＊第３編「共同所有制度について」（21～40条）：

---

*98 同方式は、複数の応札者が参加する場合に限って競争的である。唯一の応札者に合わせて入札条件が作成される場合、システムは透明性を失う。

*99 この条項は、独断によってプロセスの透明性が失われる可能性（自由主義的観点から見て）があり、批判されている。最近のいくつかの経験は、これを実証している。

*100 当該作業が複雑であり、かつ外国投資家の信用を獲得する必要性から、実際の資産価値の評価及びオファーの審査は国際コンサルティング企業が担当した（付録４を参照）。

*101 関連資料の量から、期間の指定は、モニタリング機関の関与を避ける目的で設定されたものであると推測される。

*102 しばしば対立する目標であり、優先順位の付与基準が明確でないことから、実施における高い自由裁量の余地を暗黙に認めている。

*103 大統領令第1105/89 号は、入札の基本条件、入札募集、提出するプロポーザル、点数方式、資格審査等に関する一般事項を定めている。

民営化対象企業の株式資本は、この制度を通じて、全面的又は部分的に、従業員、同企業が供給するサービスのユーザー又は同企業が加工する主要原料の生産者によって買収されることができる。資本は、議決権付き株式によって代表され、また、株式は全保有者に対し同一のものとする。本制度が適用される場合、民営化機関は、享益証券を発行しなくてはならない。価格は年賦払いとし、当該株式が担保となる。支払いが完了すれば自由裁量となるが、それまでは、株主総会にて議決権を保持する代表者の管理下に置かれる。株式資本の所有に、共同所有制度による株式所有者と民間投資家が共存する場合、当該企業の譲渡に係る協定の中で、基本的な意思決定及び幹部要員の選任について、投票数の割合とは別のコンセンサス形成機構を設定することができる。

施行規則（大統領令）による変更又は明確化事項：

本編のすべての条項が廃止となり、共同所有制度に関する条項は、各民営化毎に規定することとなった。

＊第４編「従業員の保護について」（第41～45条）：

民営化計画の策定において、雇用におけるマイナス効果に配慮すべきである。このため、労組は落札業者と適切な交渉機構について合意する[*104]。民営化プロセスは、従業員の労組への加入形態を変更せず、また、社会保障及び健康保険の面での権利・義務に関する変化は伴わない。雇用者の義務は民営化企業に移管される。

施行規則（大統領令）による変更又は明確化事項：

施行規則は、民営化中又は以前に発生する訴訟が伴う臨時負債（実際には、国又は残存機関が負担している不当解雇や賃金精算不備による裁判）の負担を国が部分的又は全面的に負担することを認め、第44条の主旨を全面的に変更している（第４章を参照）。

＊第５編「緊急契約について」（第46～47条）：

財やサービスの供給、工事の実施等に係る緊急契約（直接契約）の締結を例外的に許可する。最低、認可された企業２カ所からの見積書を取りつけるべきである。

施行規則（大統領令）による変更又は明確化事項：

認可された業者とは、正規に登録され、国と契約する資格を有する業者を言う。

---

*104 民営化公企業における生産性向上は多くが人員削減によって達成されているため、この「意図表明」は、実施の段階で意味を失っている。

＊第６編「現行契約について」（第48～49条）：

本法発効以前に締結された契約は、不可抗力を理由に、破棄することを認める。資金の確保状況に見合った作業計画の調整やコスト変動証明書における契約上の価格調整方式が伴う歪みを補正する削減等を含む両者間の「犠牲の原則」に基づいて契約が継続できる場合、解約は適用しない[*105]。債券による支払いが合意される場合を除き、国の未払い債務を再交渉し、また、業者は他の補償要求を放棄する。

施行規則（大統領令）による変更又は明確化事項：

業者は、解約による逸失利益のクレームはできない。契約の見直しに関する合意書は、当該分野の大臣が署名する。

＊第７編「補償義務の緊急事態について」（第50～56条）：

国に対し、金銭の支払いを命じる裁判又は調停の判決の履行を２年間中止する。ただし、賃金支払いの延滞、不動産買収による補償金、納税の重複、人命又は身体障害が関連する損害賠償金、年金、扶養手当等は例外とする。

施行規則（大統領令）による変更又は明確化事項：

判決履行の中止期間に関する提案を評価するための取引諮問委員会と支払義務の台帳[*106]が設置される。

＊第８編「コンセッションについて」（第57～58条）：

第17520 法に基づいて与えられたコンセッションは、投資と収益の関係が適正な範囲を越えないことを保証しなければならない。新しい施設を建設するための資金調達のため、同施設と関連がある既存の施設の管理、維持、保守等に係るコンセッションを与えることができる。ユーザー負担料金の引き下げを図る。実施する投資が国による資金供与または保証を通じたものでない限り、無料又は有料コンセッションを許可する[*107]。発案者が優先権を保持する民間提案式総合入札制度を維持する[*108]。

施行規則（大統領令）による変更又は明確化事項：

コンセッションのプロポーザルは、実施する投資の収益率を明示する必要がある。投資は選定の重要な基準となり、また、料金の最小化が総合的な目標であることから、投資の料金への影響が検討される。

---

*105 これは、既得権を犯さず、国家が締結していた工事・サービス契約におけるインデクセーションを解除し、契約不履行のクレームを避けるためのものであった。

*106 国家の債務の定量化は、財政の再編に重要な役割を果たした。

*107 道路のコンセッションの場合、投資（料金徴収用施設を除く）に先立って使用料の徴収を開始した例が見られた。これらは、反対の大きかった民営化の例である。

*108 この方式は、コンセッション方法に基づいた建設工事の提案を民間に行なわせ、最初の提案者にプロポーザルを改善する余地を与えるものであった。しかし、汚職に繋る可能性があって廃止されている。

＊第９編「雇用の緊急事態について」（第59条）：

行政府に対し、労働集約的公共工事（機械に取って代わる）に資金をあて、緊急雇用計画の推進を許可する。工事の入札・契約は各市役所レベルで行い、採用する人員の50% は、現地の住民であることが条件となる。

＊第10編「一般事項について」（第60～70条）：

コンサルティング及び監査業務の民間委託を許可する。全補助金を発表し、また、国会に報告する公営企業、機関の営業成績を公開する。３カ月毎に、第23696 法に含まれている機関の損益勘定を公表する。国家改革法をもとに、各種制度の廃止又は調整が行われる。

施行規則（大統領令）による変更又は明確化事項：

各省は、解散又は再編を予定している委員会、機構、企業等について公表する。各機関別の勘定を設ける。

国家改革法は、当面、民営化の対象とする機関・企業の一覧（非排他的な）を付属資料として含んでいる。

＊部分的又は全面的民営化：

Entel, Aerolineas Argentinas, Optar, Buenos Aires Catering, ELMA, YCF, Conasur, Direccion Nacional de Vialidad, Ferrocarriles Argentinos, Encotel, YPF, Radio Belgrano, Radio Excelsior, TV Canal 11, TV Canal 13, Subterraneos de Buenos Aires, CEAMSE, Casa de Piedra, Junta Nacional de Granos, AGP, Casa de la Moneda, Talleres Navales, Azucarea Las Palmas.

＊州又は自治体への移管：

Obras Sanitarias, Direccion de Vialidad （州と関係の深い国道）, Gas del Estado（州内の配ガス網）。

＊供給・販売のコンセッション：

Gas del Estado, Segba, OSN。

国家改革法に基づいた民営化計画の総合的な成果を紹介する前に、同民営化計画が、明

確に区別できる２つのステップに別かれて実施されたことに触れる。

第一期：ENTEL とAEROLINEASを中心とし、ラジオ・テレビ局、コンセッション対象道路網の一部、油田、SOMISA製鉄所と石油化学工場等の民営化が実施された期間である。本期間においては、売却のスピードの速さと現金収入の最大化が優先され、また、実施の責任者は、テクノクラートではなく、政策の責任者自身であった。したがって、規制枠組の作成と応札企業との交渉の責任は、最高責任者でもある同一の人間が負い、正当な手続手法及び内部監査に関する原則が満たされなかった*109。また、これら民営化が最も問題が多く、議論の対象となったこともその結果であり、公金の横領や高級官僚としての義務の不履行等で当時の責任者が起訴されるまでに至った*110。

第二期：兌換法の制定から始まり、これは、民営化計画の責任が新経済大臣（カバロ）のチームに集中した時点と一致するものである。特定の売却やコンセッションに対する一部の社会セクターまたは民間部門（利害に関連）の反対による問題は続いたものの、民営化プロセスは、合理性、透明性と信頼性の面での改善を見た*111。1993年末現在、民営化はほぼ終了しており、また、その正当性に関する疑問は、主要野党の幹部の宣言を通じ、解消されている（形式的な面での）。残っている唯一の課題は、民間の独占形態に係る規制枠組と規制手段の弱さにあるものと思われる。

次の表3.2 は、主要民営化で採用された方法等をまとめたものである*112。

---

*109 これは、Aerolineas Argentinas の民営化に係る入札スペックの作成とプロポーザルの審査を自ら実施した当時の公共事業大臣の例である。当時の資料の大部分は、未だに機密扱いとなっており、また、落札企業（他国の公企業）と政府との間には、サービスの低下と民営化全般に対する悪い評判を巻き起こした深刻な問題を残した。しかし、それらの責任を取るものはおらず、当時の大臣は、民営化企業の「消費者サービス法規」の作成担当者として、最近、政府内で復活した。

*110 Verbitsky, H. "Hacer la corte", Editorial Planeta, Buenos Aires, 1993 を参照。

*111 例えば、ブエノスアイレス市へのアクセス道路、ブエノスアイレス州の鉄道の入札における政治的性格を有する変更、YPF の株式の標準価格の低め設定等。

*112 付録１に、各民営化企業に係る基本データが示されている。

表3.2.：アルゼンティンの民営化の概要

企業・事業体	民営化形態	民営化方式	落札基準	価格規制の有無	職員の受入れ	持ち株制度	債務証券による支払	備　考
Entel（電信電話公社）	株式売却	入札／株式売却	価格	有	全員	従業員／消費者	有（外債）	投資義務、7年間の独占権付与
ｱﾙｾﾞﾝﾃｨﾝ航空	株式売却	入札／公募	複数要素	有	全員	従業員	有（外債）	
道路網	ｺﾝｾｯｼｮﾝ資産公有	入札／公募	Canon	有	無	無	無	首都ｱｸｾｽ道路：25年その他道路：7年間
Rosario-B. Blanca鉄道線	ｺﾝｾｯｼｮﾝ資産公有	入札／公募	複数要素	最高価格の設定	一部	従業員	無	
二級油田	ｺﾝｾｯｼｮﾝ/資産売却	入札／公募	価格	無	一部	無	有（外債）	投資義務
一級油田	株式売却	入札／公募	価格	無	全員	無	有（内債）	
テレビ局	資産売却	入札／公募	予備選考/複数要	無	全員	無	無	15年間ｺﾝｾｯｼｮﾝ
ラジオ局	資産売却	入札／公募	同上	無	全員	無	無	15年間ｺﾝｾｯｼｮﾝ
石油化学ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ関連企業	株式売却	入札／公募	同上	無	全員	無	有（外債）	債務全額の移管
SOMISA	資産売却	入札／公募	同上	無	一部	従業員	有（内債）	
San Martin線（鉄道）	ｺﾝｾｯｼｮﾝ資産公有	入札／公募	複数要素	最高価格の設定	一部	従業員	無	15年間ｺﾝｾｯｼｮﾝ
Urquiza 線（鉄道）	ｺﾝｾｯｼｮﾝ資産公有	入札／公募	複数要素	最高価格の設定	一部	従業員	無	30年間ｺﾝｾｯｼｮﾝ
Y.P.F.精油ﾌﾟﾗﾝﾄ	資産売却	入札／公募	価格	無	一部	無	無	
Y.P.F.（本体）	株式売却	株式売却	価格	無	一部	従業員	無	45.3%が国際市場で売却。
穀物ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ	ｺﾝｾｯｼｮﾝ運営権	入札／公募	価格/Canon	最高価格の設定	一部	無	無	
Liniers家畜中央市場	ｺﾝｾｯｼｮﾝ資産公有	入札／公募	価格/Canon	固定 Canon	一部	無	無	10年間ｺﾝｾｯｼｮﾝ
火力発電所	株式売却	入札／株式売却	価格	無	一部	従業員	無:NOAを除く	卸価格は民間規制機関(CAMMESA)が設定
水力発電所	株式売却	入札／公募	価格	無	一部	従業員	有	卸価格は民間規制機関(CAMMESA)が設定
配電系統	株式売却	入札／公募	価格	無	一部	従業員	有	EDENOR、EDESUR、EDELAPより構成。
送電系統	株式売却	入札／公募	価格	無	一部	無	有	TRASNOA、TRANSENER州間幹線より構成。
国防省管轄公企業	株式売却	入札／公募	価格	無	一部	無	有	TANDANOR、E.C.A.、F. de Tolueno より構成
Gas del Estado ｶﾞｽ公社ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ	株式売却	入札／公募	価格	有	一部	従業員	有	井戸口価格は将来自由化。
Gas del Estado ｶﾞｽ公社販売網	株式売却	入札／公募	価格	有	一部	従業員	有	料金調整
O.S.N. 水道公社	ｺﾝｾｯｼｮﾝ資産公有	入札／公募	複数要素	有	一部	従業員	無	30年間ｺﾝｾｯｼｮﾝ投資義務
都市近郊鉄道・地下鉄	ｺﾝｾｯｼｮﾝ資産公有	入札／公募	複数要素	有	一部	従業員	無	20年間ｺﾝｾｯｼｮﾝ投資義務